

王寺町第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画
(案)

令和6年●月

王 寺 町

目 次

<u>第1章 計画策定の趣旨について</u>	1
1 計画策定の趣旨・背景.....	1
2 国の障がい者施策の流れ.....	2
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	8
5 計画の策定体制.....	8
<u>第2章 王寺町の障がい者の現状及び課題</u>	9
1 人口と障がいのある人の状況.....	9
2 身体障がい者の状況.....	11
3 知的障がい者の状況.....	14
4 精神障がい者の状況.....	16
5 第6期障がい福祉計画の実績評価.....	19
6 アンケート調査結果.....	32
7 ヒアリング調査結果.....	48
8 王寺町の障がい者福祉の課題.....	52
<u>第3章 計画の基本的な考え方</u>	59
1 基本理念.....	59
2 基本目標.....	60
3 計画の体系.....	62
<u>第4章 施策の推進</u>	63
<u>基本目標1 障がいのある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現</u>	63
(1) 啓発・広報活動の推進.....	63
(2) 交流・ふれあいの促進.....	65
(3) 福祉教育の推進.....	66
(4) 地域住民の自主的活動の促進.....	67
(5) 障がいのある人への差別解消や虐待防止、権利擁護の推進.....	68

基本目標 2 生活環境の整備	70
(1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進	70
(2) 道路・移動手段の整備	71
(3) 防災・災害時対策の強化	72
基本目標 3 情報提供の充実	73
(1) 情報バリアフリー化の推進	73
(2) コミュニケーション支援体制の充実	74
基本目標 4 保健・医療施策の充実	76
(1) 障がい等の早期発見や原因となる疾病等の予防	76
(2) 医療サービスの充実	77
(3) 精神障がい者・難病患者への支援	79
基本目標 5 福祉施策の充実	80
(1) 切れ目のない相談支援体制の整備	80
(2) 生活安定のための支援の充実	81
(3) 障がい福祉サービス等の充実	83
(4) 地域生活への移行支援	84
基本目標 6 療育・教育施策の充実	86
(1) 就学相談・指導の充実	86
(2) ニーズに応じた保育・教育の充実	87
基本目標 7 積極的な社会参加の促進	89
(1) 就労支援の充実	89
(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興	90
(3) 文化・芸術活動の振興	91
第5章 第7期障がい福祉計画	93
1 成果目標と活動指標	93
2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	104
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	109
4 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	111

第 1 章 計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

王寺町（以下「本町」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図り、平成30年度に「王寺町第3期障害者計画」を、令和3年度に「王寺町第6期障害福祉計画」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「障がいのある人もない人も共に認め合い、自分らしくいきいきと暮らせる和（やわらぎ）のまち」を念頭に、次期計画である「王寺町第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画」を策定し、本町における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

|| 2 国の障がい者施策の流れ

(1) 障がい者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障がい者の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間の計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障がい児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障がい者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障がい者の人権や基本的自由の享有を確保する障がい者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年には2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年5月には、障がいのある人があらゆる分野の活動へ参加するため「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「王寺町第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるものです。

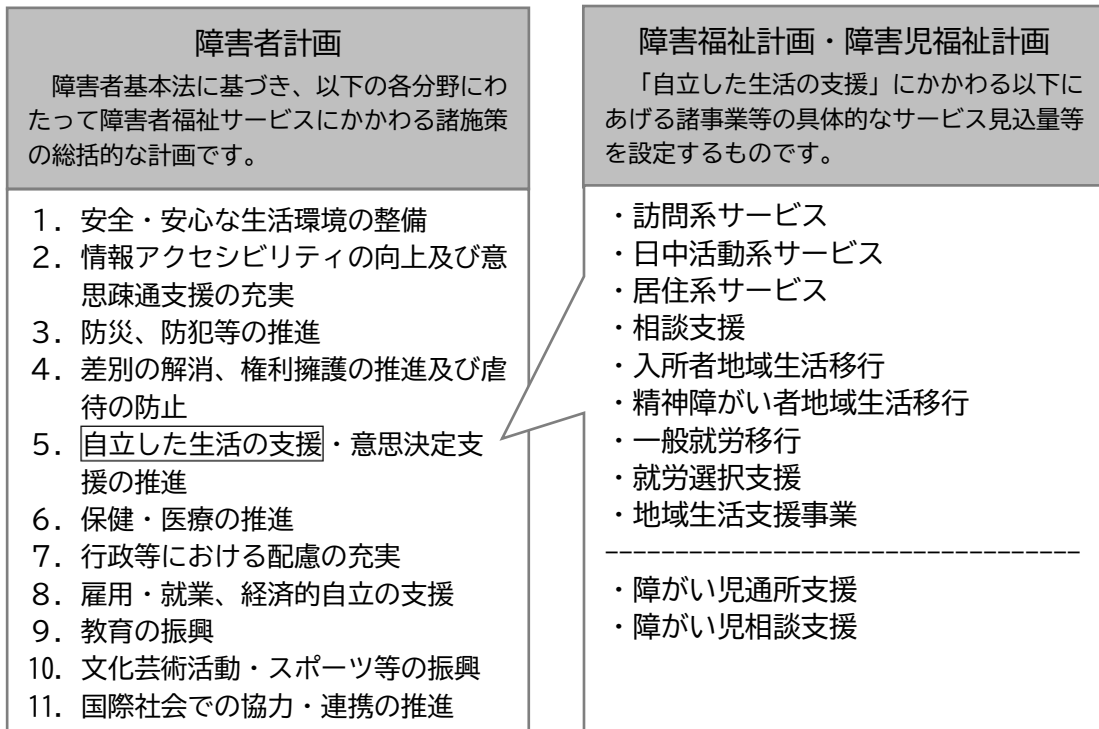
「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障がい者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障がい者施策の基本方針について定める計画	障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	(第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2027)年度)	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す)	
県	奈良県障害者計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)		
王寺町	王寺町第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



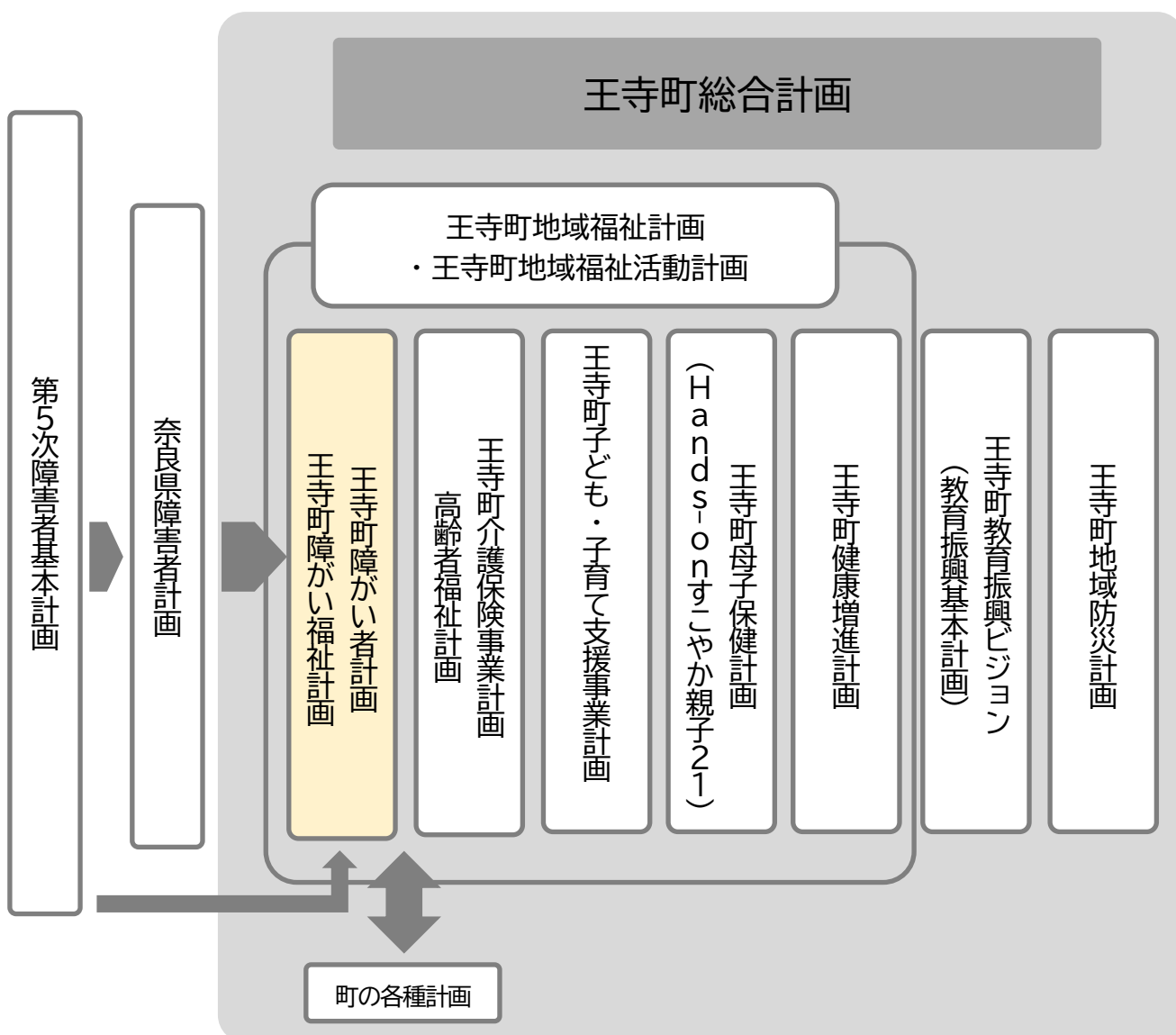
【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

（1）指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 関連計画

本計画は、本町の最上位計画である「王寺町総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本町が策定した「王寺町介護保険事業計画高齢者福祉計画」、「王寺町子ども・子育て支援事業計画」、「王寺町母子保健計画」、「王寺町健康増進計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいのある人々を含めた本町に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本プランの方針にも当てはまるものです。

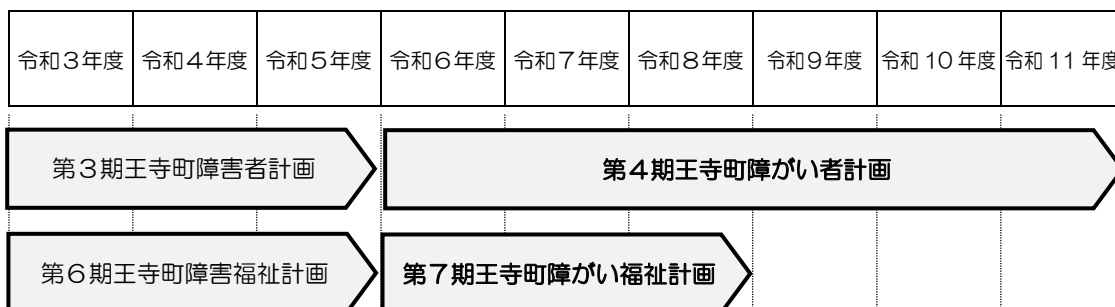
そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

本計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。障がい者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間、障がい福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としています。



5 計画の策定体制

(1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「王寺町第4期障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定委員会」を開催し、計画策定に関して有益な意見を採り入れながら、計画を策定しました。

(2) 計画策定への町民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービス利用者へのアンケート調査、町民へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施しました。

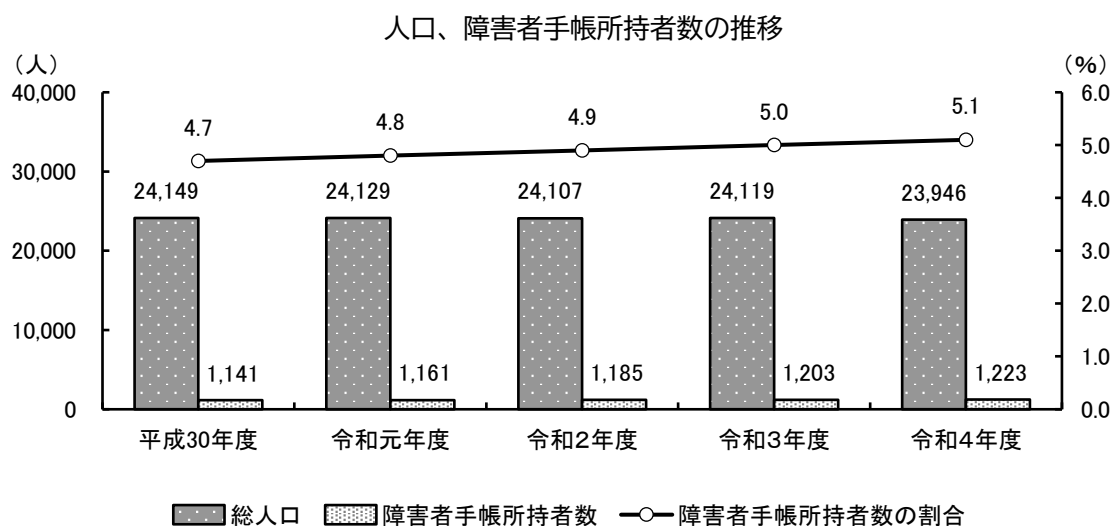
第2章 王寺町の障がい者の現状及び課題

1 人口と障がいのある人の状況

(1) 人口と障害者手帳所持者数の推移

本町の総人口は概ね減少傾向にあり、令和4年度には23,946人となっています。

障害者手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度には1,223人となっています。また、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は横ばいで推移しており、令和4年度には5.1%となっています。



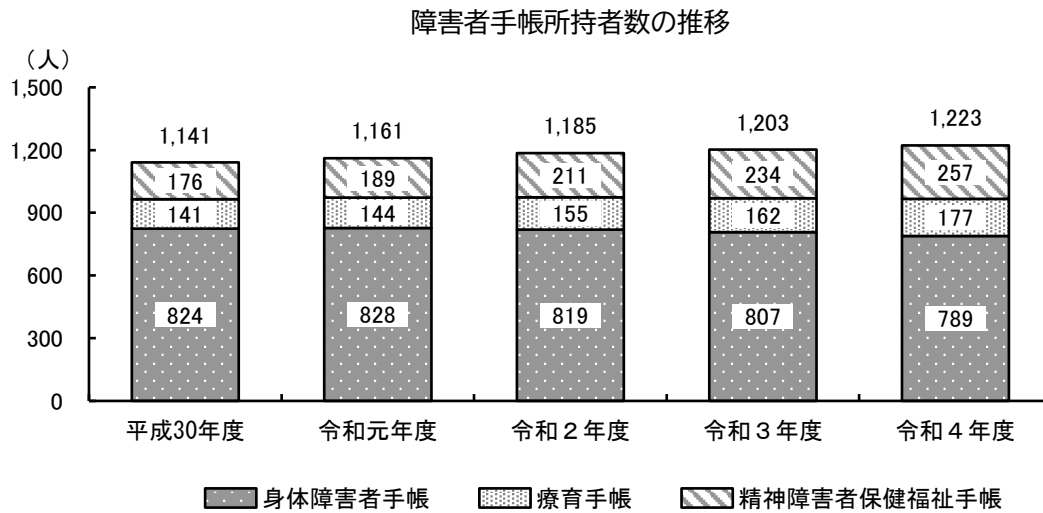
資料：庁内資料（各年度末時点）

(2) 各障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末で789人となっています。

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度末で177人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度末で257人となっています。



資料：庁内資料（各年度末時点）

2 身体障がい者の状況

(1) 等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、近年ではほとんどの等級が概ね減少傾向にあります。

また、等級別の構成比率をみると、1級が約3割と最も高くなっています。

等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数	251	265	255	252	239
	比率	30.5	32.0	31.1	31.2	30.3
2級	人数	109	104	97	96	93
	比率	13.2	12.6	11.8	11.9	11.8
3級	人数	140	139	142	140	137
	比率	17.0	16.8	17.3	17.3	17.4
4級	人数	222	221	223	212	209
	比率	26.9	26.7	27.2	26.3	26.5
5級	人数	55	55	61	64	65
	比率	6.7	6.6	7.4	7.9	8.2
6級	人数	47	44	41	43	46
	比率	5.7	5.3	5.0	5.3	5.8
合計	人数	824	828	819	807	789

資料：庁内資料（各年度末時点）

(2) 年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、18歳未満は概ね増加傾向にあり、令和4年度には15人となっています。18～64歳は増減を繰り返しており、令和4年度には158人となっています。65歳以上は近年減少傾向にあり、令和4年度には616人となっています。

また、年齢別の構成比率をみると、65歳以上が8割近くと最も多くなっています。

年齢別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人数	11	13	12	13	15
	比率	1.3	1.6	1.5	1.6	1.9
18～64歳	人数	156	158	162	162	158
	比率	18.9	19.1	19.8	20.1	20.0
65歳以上	人数	657	657	645	632	616
	比率	79.7	79.3	78.8	78.3	78.1
合計	人数	824	828	819	807	789

資料：庁内資料（各年度末時点）

(3) 障がい部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

障がい部位別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、内部障がいは近年減少傾向にあり、その中でも肢体不自由は、令和4年度には405人となっています。一方、聴覚・平衡機能障がいは、令和4年度には増加し56人となっています。

また、障がい部位別の構成比率をみると、肢体不自由が約5割と最も多くなっています。

障がい部位別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障がい	人数	51	51	49	53	52
	比率	6.2	6.2	6.0	6.6	6.6
聴覚・平衡機能障がい	人数	54	58	52	52	56
	比率	6.6	7.0	6.3	6.4	7.1
音声・言語・そしゃく機能障がい	人数	4	4	5	4	3
	比率	0.5	0.5	0.6	0.5	0.4
肢体不自由	人数	436	433	434	421	405
	比率	52.9	52.3	53.0	52.2	51.3
内部障がい	人数	279	282	279	277	273
	比率	33.9	34.1	34.1	34.3	34.6
合計	人数	824	828	819	807	789

資料：庁内資料（各年度末時点）

3 知的障がい者の状況

(1) 判定別の療育手帳所持者数の推移

判定別の療育手帳所持者数の推移をみると、平成30年度から令和4年度にかけて、判定Aの手帳所持者数は横ばいとなっていますが、判定Bの手帳所持者数は年々増加し続けています。また、判定別の構成比率をみると、判定Bで6割半ばとなっています。

判定別の療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
判定A (最重度・重度)	人数	60	60	61	62	62
	比率	42.6	41.7	39.4	38.3	35.0
判定B (中度・軽度)	人数	81	84	94	100	115
	比率	57.4	58.3	60.6	61.7	65.0
合計	人数	141	144	155	162	177

資料：庁内資料（各年度末時点）

(2) 年齢別の療育手帳所持者数の推移

年齢別の療育手帳所持者数の推移をみると、18歳未満は近年増加傾向にあります。18～64歳は、令和4年度には平成30年度よりも増加し、103人となっています。65歳以上は、平成30年度から令和4年度にかけて、横ばいで推移しています。年齢別の構成比率をみると、18歳未満の割合が約4割となっており、他の手帳よりも高い割合となっています。

年齢別の療育手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人数	43	43	42	50	65
	比率	30.5	29.9	27.1	30.9	36.7
18～64歳	人数	90	93	105	103	103
	比率	63.8	64.6	67.7	63.6	58.2
65歳以上	人数	8	8	8	9	9
	比率	5.7	5.6	5.2	5.6	5.1
合計	人数	141	144	155	162	177

資料：庁内資料（各年度末時点）

4 精神障がい者の状況

(1) 等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての等級で近年増加傾向となっています。また、等級別の構成比率をみると、2級が約6割を占めています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	人数	18	23	24	25	28
	比率	10.2	12.2	11.4	10.7	10.9
2級	人数	109	123	137	149	157
	比率	61.9	65.1	64.9	63.7	61.1
3級	人数	49	43	50	60	72
	比率	27.8	22.8	23.7	25.6	28.0
合計	人数	176	189	211	234	257

資料：庁内資料（各年度末時点）

(2) 年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、18歳未満以外のすべての年代で、平成30年度から令和4年度にかけて手帳所持者数が増加し続けています。減少傾向にあった18歳未満も、近年は増加傾向へと転じています。年齢別の構成比率をみると、18～64歳が約8割を占めています。

年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人数	5	4	3	4	5
	比率	2.8	2.1	1.4	1.7	1.9
18～64歳	人数	139	149	164	184	204
	比率	79.0	78.8	77.7	78.6	79.4
65歳以上	人数	32	36	44	46	48
	比率	18.2	19.0	20.9	19.7	18.7
合計	人数	176	189	211	234	257

資料：庁内資料（各年度末時点）

(3) 年齢別の自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数の推移

本町の自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数の推移をみると、年々増加傾向にあり、令和4年度末で405人となっています。年齢別にみると、18歳未満と18～64歳は微増傾向にありますが、65歳以上は減少傾向にあります。

年齢別の自立支援医療費（精神通院医療）の受給者数の推移

単位：人、%

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人数	4	3	2	4	6
	比率	1.0	0.8	0.6	1.0	1.5
18～64歳	人数	295	300	250	300	315
	比率	76.4	76.3	78.1	77.9	77.8
65歳以上	人数	87	90	68	81	84
	比率	22.5	22.9	21.3	21.0	20.7
合計	人数	386	393	320	385	405

資料：庁内資料（各年度末時点）

5 第6期障がい福祉計画の実績評価

(1) 令和5年度目標値の進捗状況

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者数減少の要因としては、「本人の死亡」「高齢化による介護施設への移行」によるものが多くなっています。また、重度の障がいでの長期利用者が多く、地域移行については難しい状況となっています。

【目標】

事項	目標		備考
施設入所者数	22人 (A)		令和元年度末時点 ※施設入所支援利用者数
目標年度施設入所者数	21人 (B)		令和5年度末見込み
削減見込み目標値	1人分	4.5%削減	(B) - (A) の値
地域移行目標数	2人	9.1%移行	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

【実績】

事項	実績		備考
施設入所者数	17人 (C)		令和5年度9月現在
削減人数	5人分	22.7%削減	(C) - (A) の値
地域移行目標数	2人	9.1%移行	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す人の数の合計

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置)

令和3年度から協議の場を設置しており、令和4年度は4回開催、令和5年度は3回開催となっています。

※参加団体 西和圏域マネージャー(県)、中和保健所、郡山保健所、
西和家族会、医療機関、障がい福祉サービス事業所、
西和7町担当者

協議の内容は、精神保健に係る国や県等の施策・方向性への対応のほか、困難事例への対応についての協議等を行っています。

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	4人	5人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

【実績】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	4回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	14人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	3人	4人	5人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	0人	0人

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点については、西和7町で圏域設置を目標に掲げていますが、未設置の状況が続いています。

地域生活支援拠点事業（緊急時の居室確保、一人暮らし体験）の機能も兼ね備えたグループホームの整備の予定もありましたが、建設用地の確保が難しい状況です。

※地域生活支援拠点…居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ、ひとり暮らし体験の機会や場の提供等）を備えた施設。

【目標】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	4回以上	4回以上	4回以上
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所	1か所	1か所
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	4回以上	4回以上	4回以上

【実績】

事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	0回	0回	0回
地域生活支援拠点の設置箇所数	未整備	未整備	未整備
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数	0回	0回	0回

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値

④ 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者数については、徐々に実績を伸ばしていますが、令和5年度においては、9月時点で5人が一般就労に移行しています。

一方、就労定着支援については、一般就労へ移行した方のうち、就労定着支援を継続利用(利用できる期間は3年間)されている人もいることから、9月時点で既に令和5年度における目標を達成しています。

【目標】

事項	目標
令和5年度における一般就労移行者数	6人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労移行支援)	3人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	2人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	1人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	5人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	該当なし

【実績】

事項	実績
令和5年度における一般就労移行者数	5人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労移行支援)	2人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	1人
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	6人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	該当なし

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターについては、事業への参入意向のある法人と協議を進めていますが、事業実施に適する土地の確保が難しい状況です。

※児童発達支援センター…

就学前の障がいのある児童等に対して日常生活上の基本動作や知識等の習得、集団生活への適応に向けた支援を行う機能のほかに、地域の中核支援施設として、障がいのある児童が通う保育園や幼稚園、また障がいサービス事業所からの相談に応じて助言を行う機能を有する施設。

保育所等訪問支援については、地域に実施している事業所があります。

※保育所訪問支援…サービス事業所のスタッフが障がいのある児童等の通う保育園や幼稚園等に訪問して、園などの職員への情報提供や共有、また支援方法の指導を行う。

また、重度心身障がい児の支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、圏域内に実施可能な事業所がない状況です。

医療的ケア児支援の協議の場については、コーディネーター(西和7町内の委託一般相談支援事業所の職員が令和3年度に研修を受講)を配置しましたが、医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所等の関係者が集まる協議の場は開催できていない状況です。

【目標】

事項	目標
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	西和7町内に1か所以上
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	西和7町内で1人以上

【実績】

事項	実績
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	未設置
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	設置
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	未設置
令和5年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	未設置
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	未設置
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言については、新規の特定相談支援事業所(障がいのある人のサービス利用計画を作成する事業所のこと)に対して、西和7町委託の一般相談支援事業所の専門相談員の同行のもと、地域の実情や相談支援に関する情報提供、相談に関する指導と助言を行っています。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援については、令和5年度より、専門相談員の協力のもと、西和7町障害者等支援協議会の組織内に「相談支援事業所連絡会」という連絡会を立ち上げており、相談支援事業所同士の横の連携を深め、顔の見える体制づくりに取り組んでいます。

【目標】

事項	目標		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保		
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)	年1回以上 (圏域)
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)	年2回以上 (圏域)

【実績】

事項	実績		
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	確保		
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2回	1回	3回
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2回	0回	3回
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	1回	3回

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

⑦ 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

研修参加については、障がい者虐待防止研修、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進連絡会、障がい福祉事務担当者会議(いずれも県開催)等に出席し、職員の資質向上に努めています。

西和7町障がい福祉事務担当者会議にて、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査(過誤請求)について、情報共有を行っています。

【目標】

事項	目標		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築		
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	年1人以上	年1人以上	年1人以上
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回以上 (圏域)	4回以上 (圏域)	4回以上 (圏域)

【実績】

事項	実績		
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築		
事項	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	4回	4回	4回

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

(2) 障がい福祉サービスの計画見込量に対する実績

① 訪問系サービス

「居宅介護」の利用が、計画見込量よりもかなり高くなっており、需要が増加しています。

「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」については、対象者がおらず、利用がありませんでした。

「行動援護」については、利用時間が増加しており、内訳としては障がいのある児童の利用が多く、児童の移動支援の需要が増加していることが考えられます。

【計画見込量に対する実績（月当たり）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和5年度計画比
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	553	576	622	823	894	837	135%
	人	24	25	27	37	39	37	137%
重度訪問 介護	時間	110	110	220	0	0	0	0%
	人	1	1	2	0	0	0	0%
同行援護	時間	159	159	191	93	60	56	29%
	人	5	5	6	4	3	3	50%
行動援護	時間	36	45	54	98	97	84	156%
	人	4	5	6	5	5	5	83%
重度障害 者等包括 支援	時間	0	0	0	0	0	0	-
	人	0	0	0	0	0	0	-

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

② 日中活動系サービス

「就労移行支援」の令和5年度の利用者数は現状少ないですが、他の「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」の利用者数は計画見込より高く、就労支援サービスへの需要が増加しています。

「短期入所」についても、利用者が増加しており、利用の需要が増加しています。

【計画見込量に対する実績（月当たり）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
生活介護	人日	1,130	1,150	1,170	1112	1091	1019	87%
	人	57	58	59	54	53	53	90%
自立訓練 (機能訓練)	人日	30	45	59	0	0	0	0%
	人	2	3	4	0	0	0	0%
自立訓練 (生活訓練)	人日	68	90	124	18	31	8	6%
	人	6	8	11	3	2	1	9%
就労移行支援	人日	89	106	124	78	84	44	35%
	人	5	6	7	6	5	2	29%
就労継続支援 (A型)	人日	233	269	322	226	376	387	120%
	人	13	15	18	11	19	20	111%
就労継続支援 (B型)	人日	499	514	529	513	673	595	112%
	人	33	34	35	37	44	42	120%
就労定着支援	人	1	1	2	5	5	3	150%
療養介護	人	3	3	3	3	3	3	100%
短期入所	人日	24	29	34	84	90	89	262%
	人	5	6	7	7	10	9	129%

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

③ 居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）」の利用者数が増加しています。本町内にもグループホームが増加しており、今後も利用者の増加が見込まれます。

「自立生活援助」については、対象者がおらず、実績はありませんでした。

【計画見込量に対する実績（月当たり）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
共同生活援助 （グループホーム）	人分	13	13	14	14	18	17	121%
施設入所支援	人分	21	21	21	18	17	17	81%
自立生活援助	人分	1	1	1	0	0	0	0%

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

④ 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

「計画相談支援」については、サービス利用者の増加に伴い、「計画相談支援」利用者も増加しています。

「地域移行支援」については、対象者がおらず、実績はありませんでした。

「地域定着支援」については、対象者がおらず、また、近隣地域でサービス実施可能な事業所がなく、実績はありませんでした。

【計画見込量に対する実績（月当たり）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
計画相談支援	人分	10	10	10	12	12	12	120%
地域移行支援	人分	1	1	1	0	0	0	0%
地域定着支援	人分	1	1	1	0	0	0	0%

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

(3) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

「地域活動支援センター事業」について、今まで本町内にありませんでしたが、令和4年10月より、本町よりNPO法人なないろサーカス団に業務委託し、「地域活動支援センターichinino (いちにの)」を設置しました。今後もサービスの利用者増加が見込まれます。

「相談支援事業」について、令和5年度の相談件数が例年に比べ少なくなっていますが、これは相談内容のカウント方法が変更されたためです。

【地域生活支援事業の計画見込量及び実績】

事業種別	単位	①計画見込量			②実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	件/月	116	116	117	117	144	35
意思疎通支援事業	件/月	1	1	2	0	0	0
日常生活用具給付等事業	件/月	40	45	50	36	33	28
移動支援事業	時間/月	381	381	381	269	421	405
	人/月	35	35	35	26	37	35
地域活動支援センター事業	人/月	17	18	20	16	17	17
日中一時支援事業	時間/月	7	7	7	0	0	0
	人/月	1	1	1	0	0	0
生活サポート事業	件/年	1	1	1	0	0	0
更生訓練費給付事業	件/年	1	1	1	0	0	0
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	1	1	1	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	回/年	2	1	1	2	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	回/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	回/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	2	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

(4) 障がい児福祉サービスの計画見込量に対する実績

障がいのある児童のサービスについては、どのサービスも計画見込量よりも実績が大幅に増加しており、また、年々利用者数も増加しています。

増加の要因として、早期療育の必要性が浸透してきていること、診断基準が明確化されてきていること、事業所数も増加しており、療育へのハードルが下がっていることなどが考えられます。

【計画見込量に対する実績（月当たり）】

サービス種別		①計画見込量			②実績			②/①
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 5年度
児童発達支援	人日	269	285	300	421	573	462	154%
	人	34	36	38	54	66	58	153%
医療型児童発達支援	人日	28	28	28	0	0	0	0%
	人	2	2	2	0	0	0	0%
放課後等 デイサービス	人日	449	523	605	554	664	712	118%
	人	49	57	66	60	77	86	130%
保育所等訪問 支援	人日	6	8	10	12	10	14	140%
	人	3	4	5	9	10	14	280%
居宅訪問型児童 発達支援	人	1	1	1	0	0	0	0%
障害児相談支援	人	7	9	11	8	11	16	145%
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ターの配置	人	1	1	1	1	1	1	100%

※令和5年度実績は、令和5年12月末現在の数値。

6 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

王寺町の障がい者等に対して、障がい者の現状、障がい福祉サービス等の利用状況、周知度及び今後の利用意向、現状での問題点や課題事項等を把握し、障害者計画及び障害福祉計画の見直しのための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査対象

手帳所持者：各種障害者手帳所持者と障害福祉サービス利用者
町民：18歳以上の町民

③ 調査期間

令和5年2月22日（水）～令和5年3月10日（金）

④ 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
手帳所持者	1,000通	535通	53.5%
町民	1,000通	415通	41.5%

(2) 調査の結果

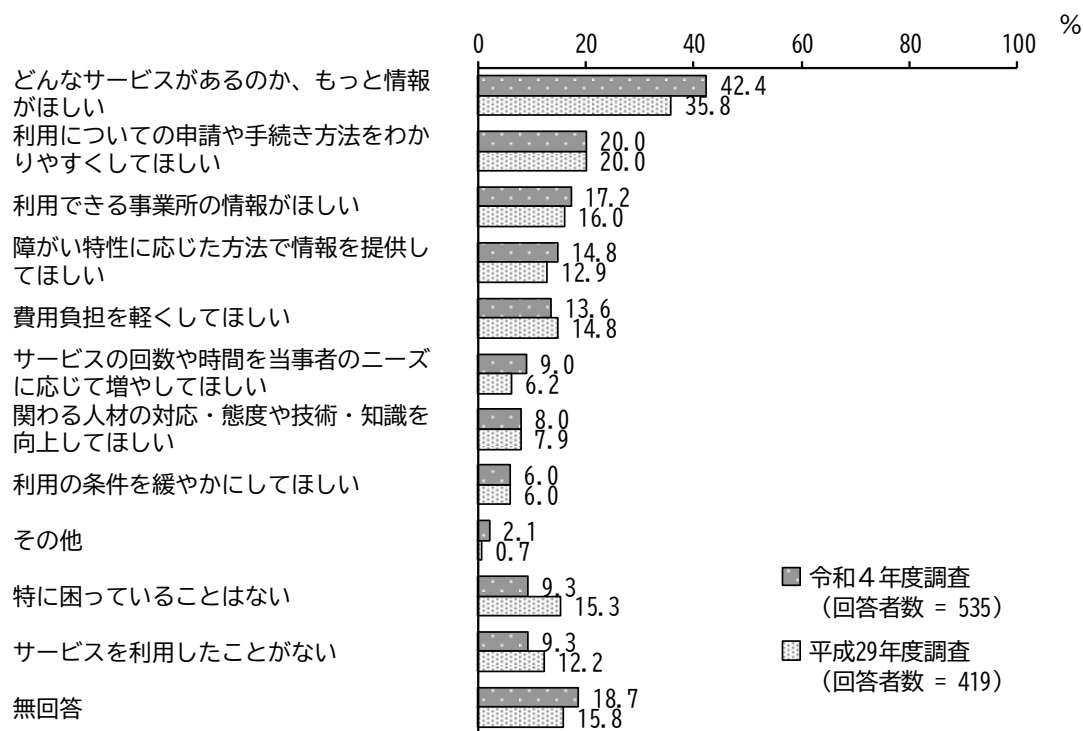
(2) - 1 手帳所持者調査

① 障がい福祉サービス等の利用について

ア 障がい福祉サービスに希望すること

「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が 42.4%と最も高く、次いで「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」の割合が 20.0%、「利用できる事業所の情報がほしい」の割合が 17.2%となっています。

平成 29 年度調査と比較すると、「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が増加しています。一方、「特に困っていることはない」の割合が減少しています。

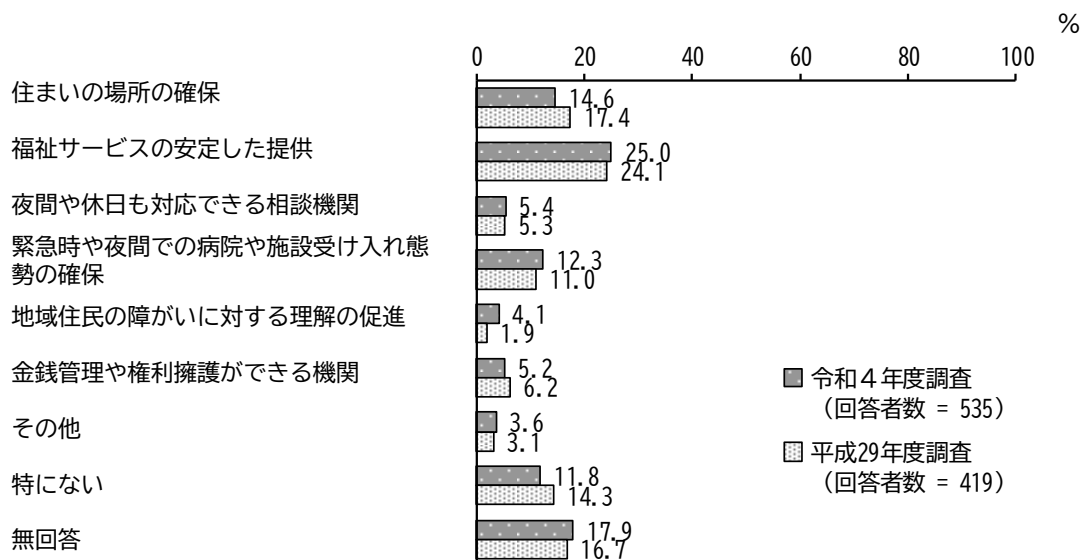


② 日常生活について

ア 介護者亡き後のグループホームの利用や一人暮らしを行う場合に必要なこと

「福祉サービスの安定した提供」の割合が25.0%と最も高く、次いで「住まいの場所の確保」の割合が14.6%、「緊急時や夜間での病院や施設受け入れ態勢の確保」の割合が12.3%となっています。

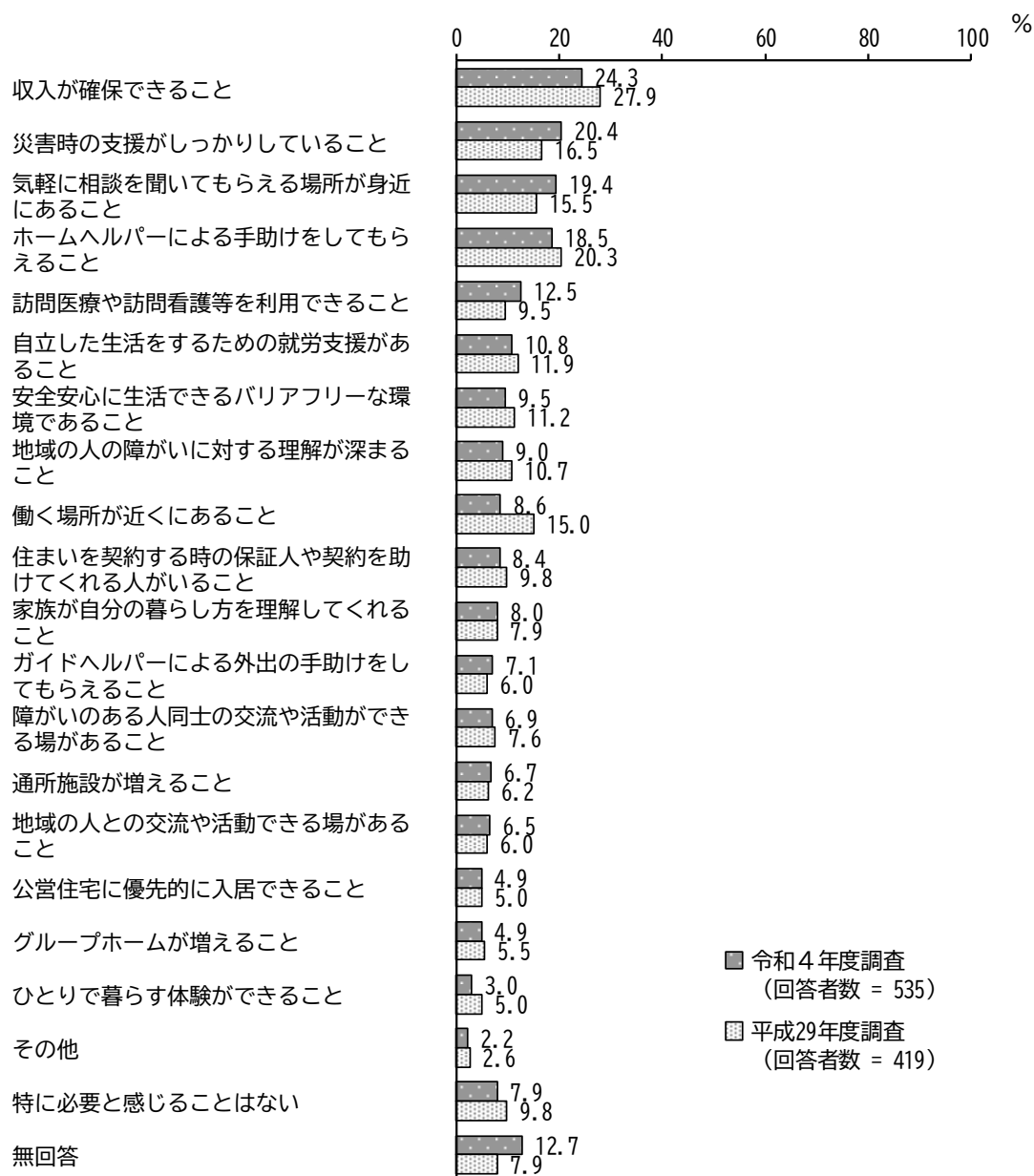
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



イ 地域で自立した生活をするにあたり、必要だと思うこと

「収入が確保できること」の割合が24.3%と最も高く、次いで「災害時の支援がしっかりしていること」の割合が20.4%、「気軽に相談を聞いてもらえる場所が身近にあること」の割合が19.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「働く場所が近くにあること」の割合が減少しています。

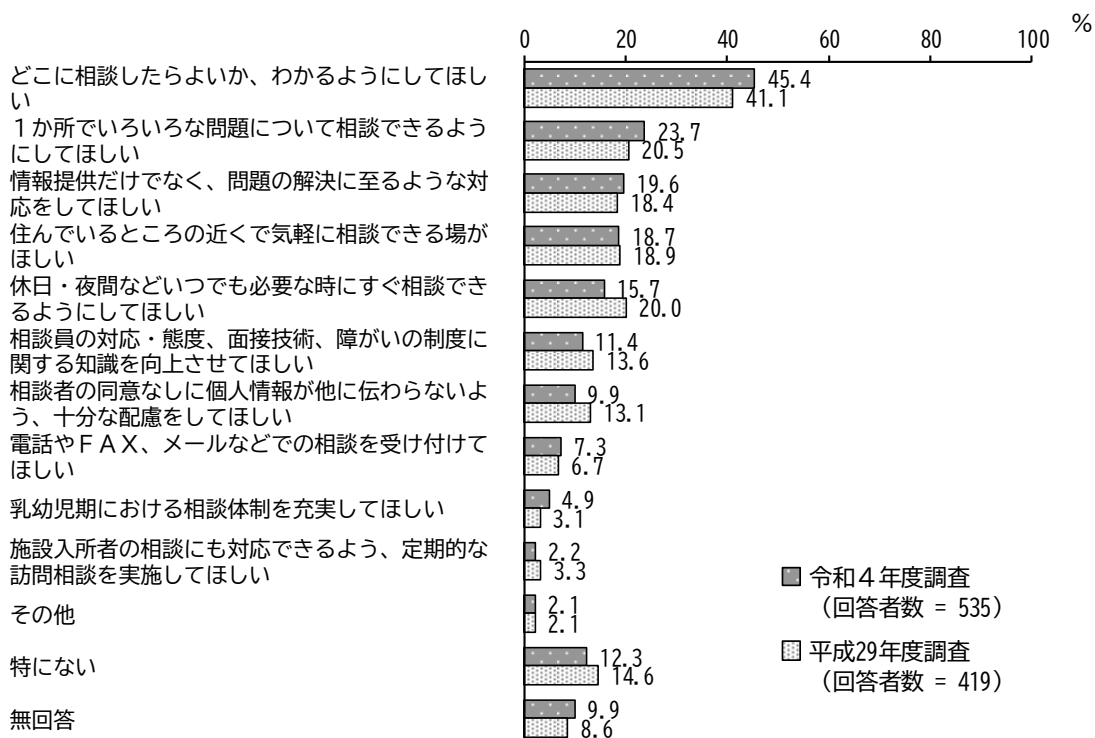


③ 相談体制について

ア 福祉や生活に関する相談体制として希望すること

「どこに相談したらよいか、わかるようにしてほしい」の割合が45.4%と最も高く、次いで「1か所でいろいろな問題について相談できるようにしてほしい」の割合が23.7%、「情報提供だけでなく、問題の解決に至るような対応をしてほしい」の割合が19.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

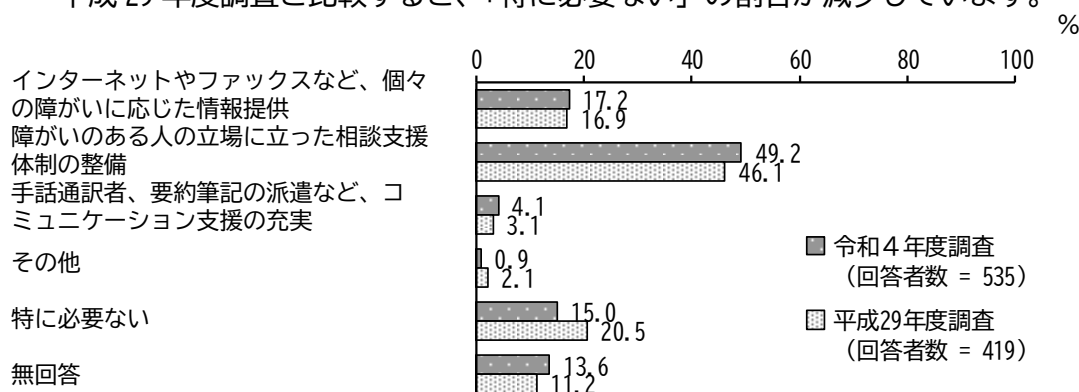


④ 情報収集やコミュニケーションについて

ア 障がいのある人の情報収集やコミュニケーションに必要なこと

「障がいのある人の立場に立った相談支援体制の整備」の割合が49.2%と最も高く、次いで「インターネットやファックスなど、個々の障害に応じた情報提供」の割合が17.2%、「特に必要ない」の割合が15.0%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「特に必要ない」の割合が減少しています。

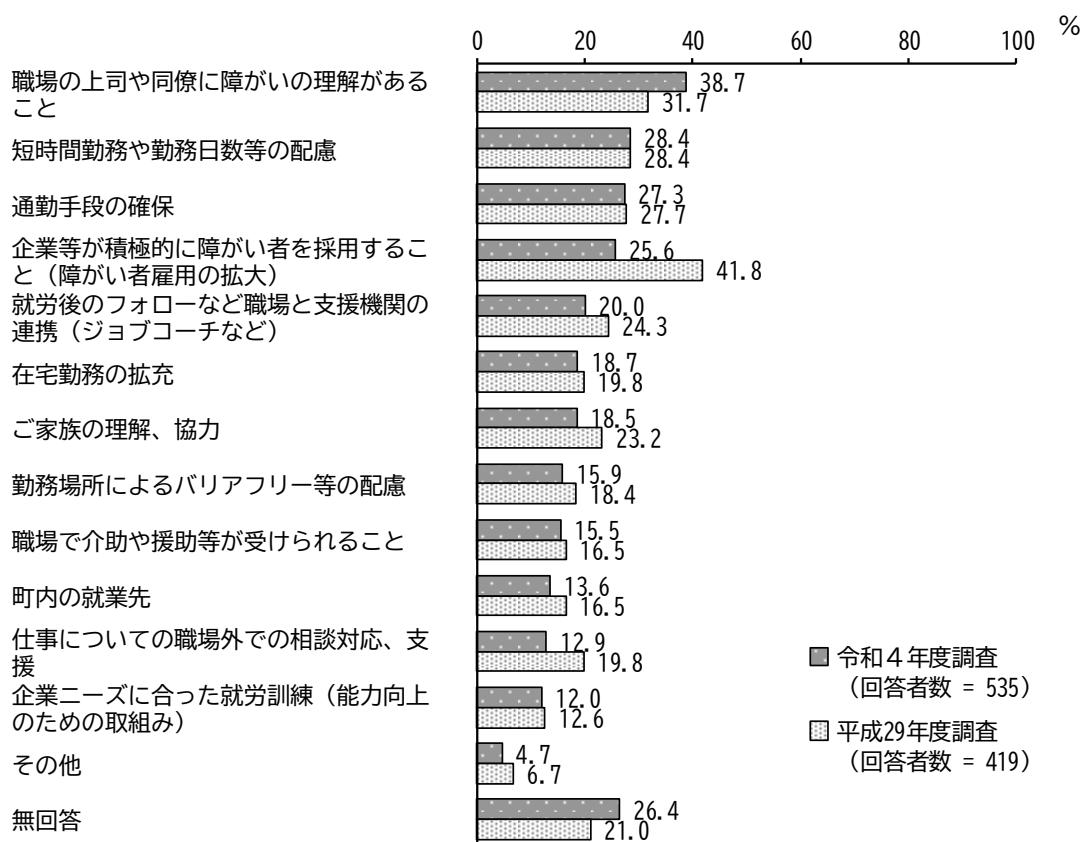


⑤ 経済状況や就労について

ア 障害者の就労支援として必要だと思うこと

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が 38.7%と最も高く、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」の割合が 28.4%、「通勤手段の確保」の割合が 27.3%となっています。

平成 29 年度調査と比較すると、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が増加しています。一方、「企業等が積極的に障がい者を採用すること（障がい者雇用の拡大）」「仕事についての職場外での相談対応、支援」の割合が減少しています。

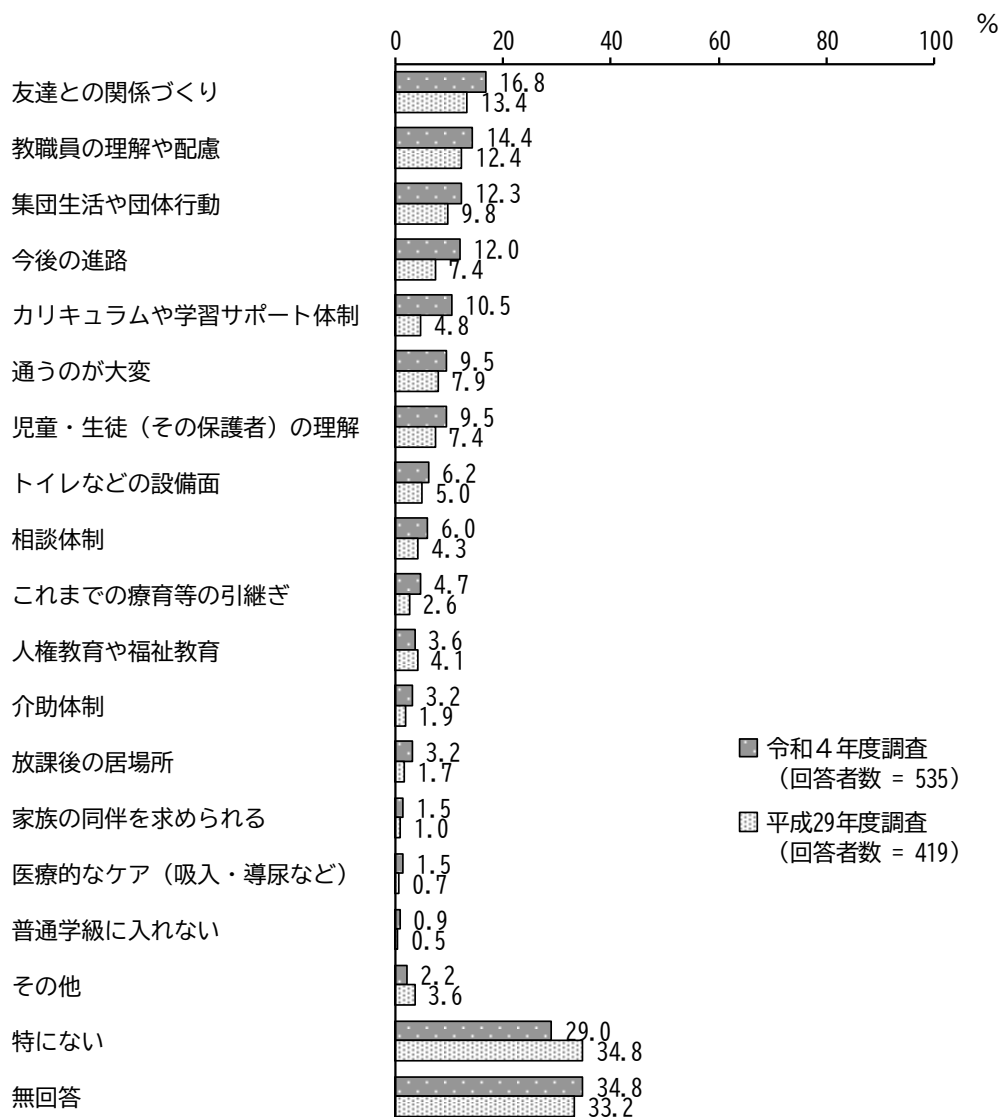


⑥ 就園や就学について

ア 学校・園生活を送る上での心配な点

「特にない」の割合が29.0%と最も高く、次いで「友達との関係づくり」の割合が16.8%、「教職員の理解や配慮」の割合が14.4%となっています。

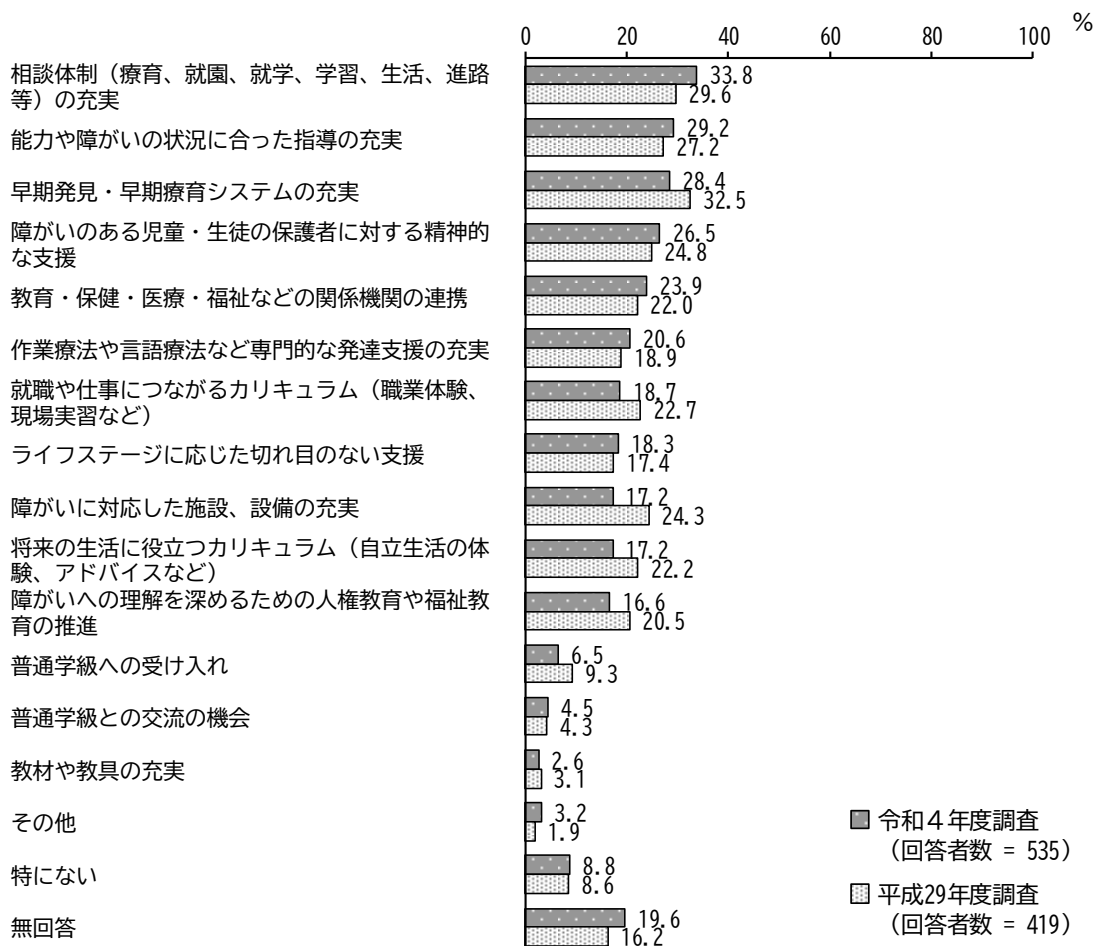
平成29年度調査と比較すると、「カリキュラムや学習サポート体制」の割合が増加しています。一方、「特にない」の割合が減少しています。



イ 障がいのある児童・生徒の育成や教育に関して望むこと

「相談体制（療育、就園、就学、学習、生活、進路等）の充実」の割合が33.8%と最も高く、次いで「能力や障がいの状況に合った指導の充実」の割合が29.2%、「早期発見・早期療育システムの充実」の割合が28.4%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「障がいに対応した施設、設備の充実」の割合が減少しています。

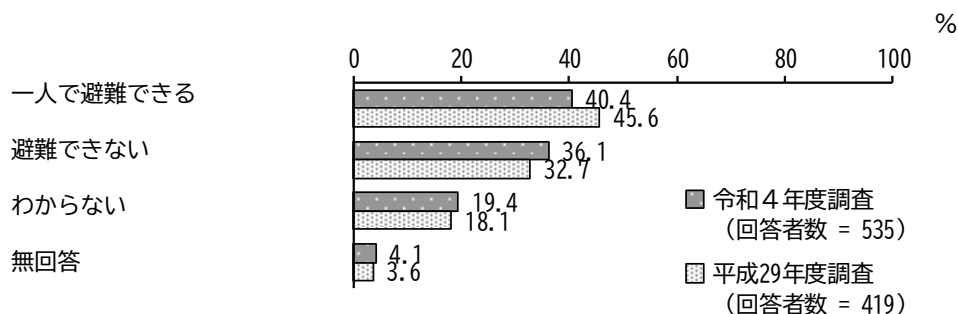


⑦ 火事や地震などの災害時のことについて

ア 災害などの緊急時の場合、一人で避難できるか

「一人で避難できる」の割合が40.4%と最も高く、次いで「避難できない」の割合が36.1%、「わからない」の割合が19.4%となっています。

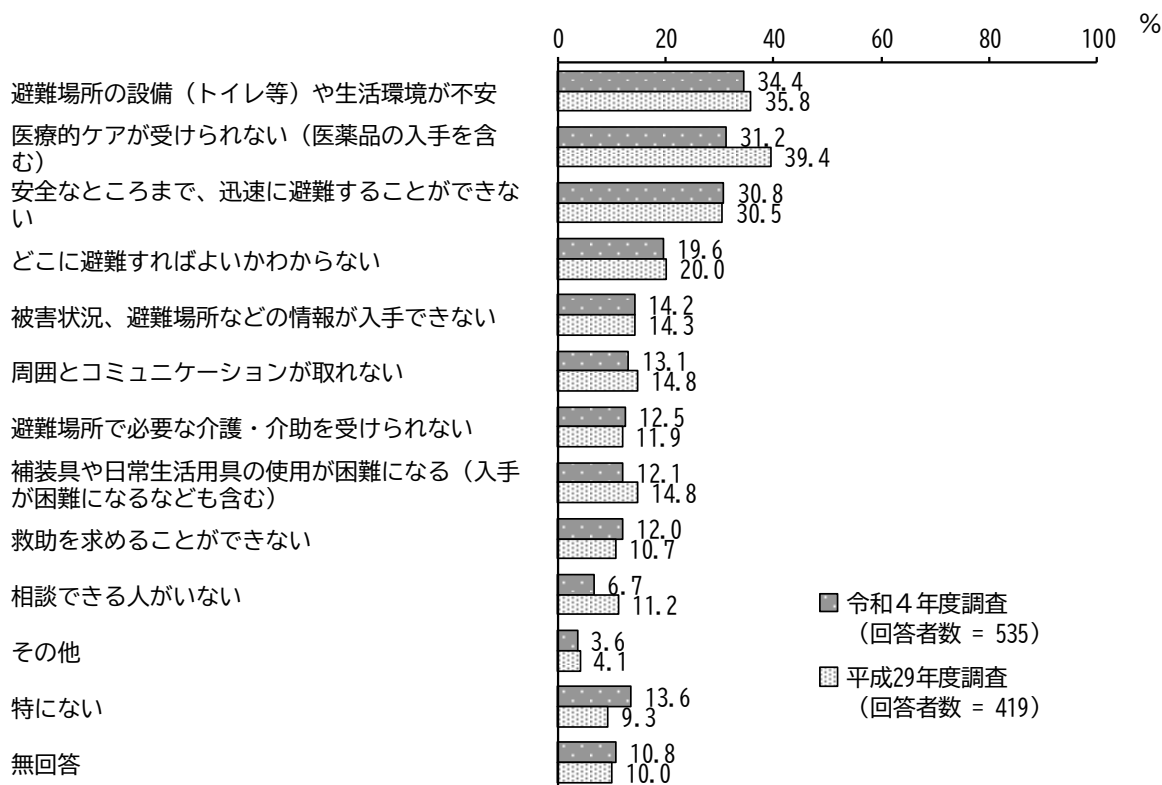
平成29年度調査と比較すると、「一人で避難できる」の割合が減少しています。



イ 災害時に困ること

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が34.4%と最も高く、次いで「医療的ケアが受けられない（医薬品の入手を含む）」の割合が31.2%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が30.8%となっています。

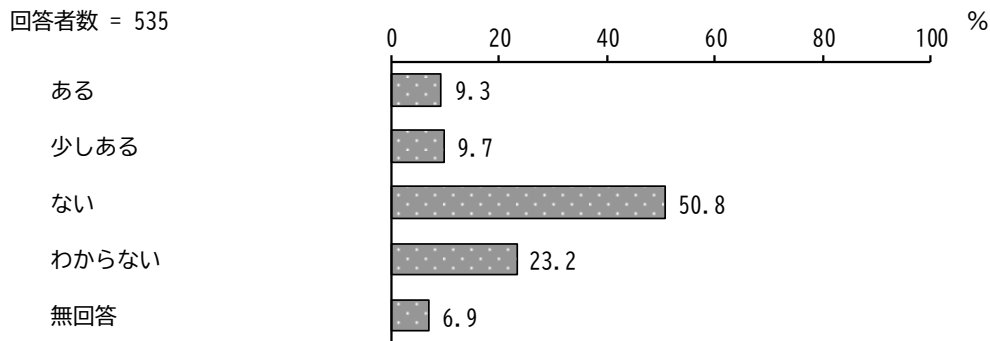
平成29年度調査と比較すると、「医療的ケアが受けられない（医薬品の入手を含む）」の割合が減少しています。



⑧ 権利擁護について

ア 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことの有無

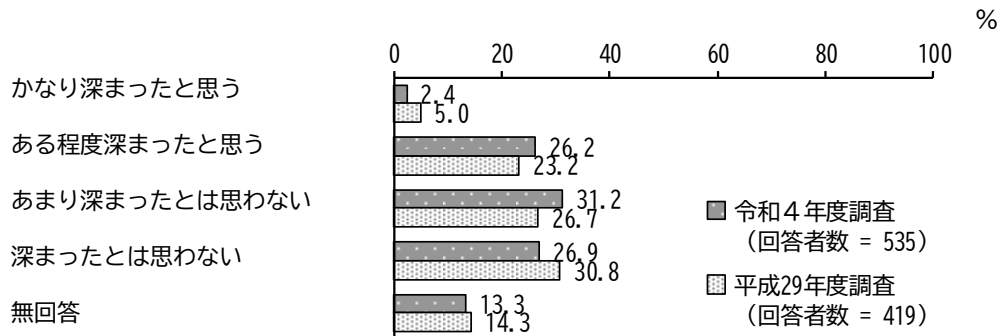
「ない」の割合が50.8%と最も高く、次いで「わからない」の割合が23.2%となっています。



イ 障がいに対する町民の理解は深まったと思うか

「あまり深まったとは思わない」の割合が31.2%と最も高く、次いで「深まったとは思わない」の割合が26.9%、「ある程度深まったと思う」の割合が26.2%となっています。

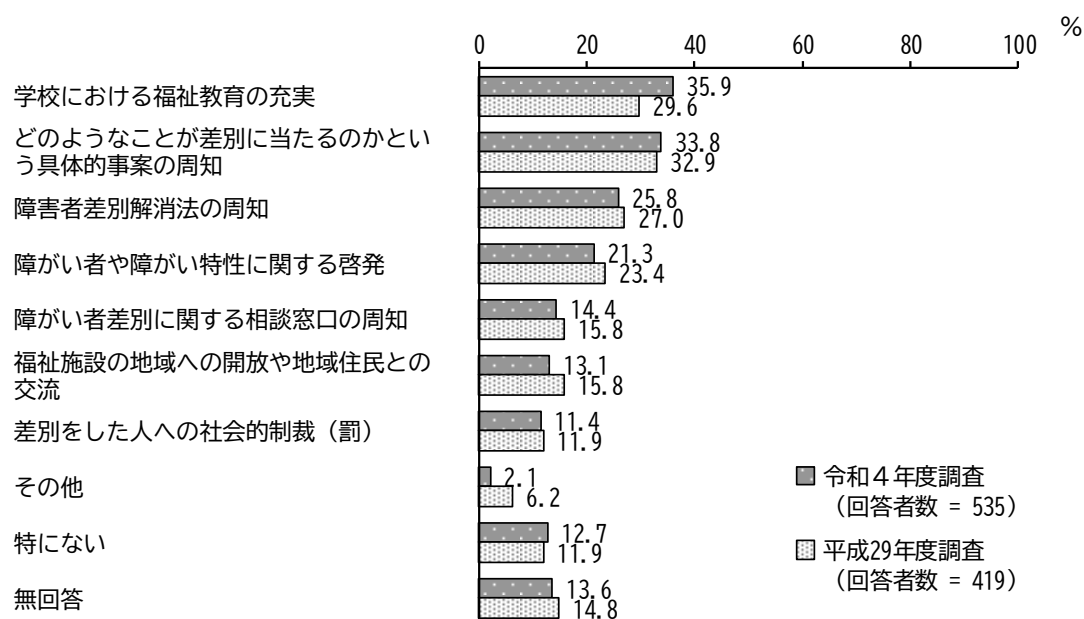
平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



ウ 差別がなくなるために、必要だと思う配慮や取組

「学校における福祉教育の充実」の割合が 35.9%と最も高く、次いで「どのようなことが差別に当たるのかという具体的事案の周知」の割合が 33.8%、「障害者差別解消法の周知」の割合が 25.8%となっています。

平成 29 年度調査と比較すると、「学校における福祉教育の充実」の割合が増加しています。

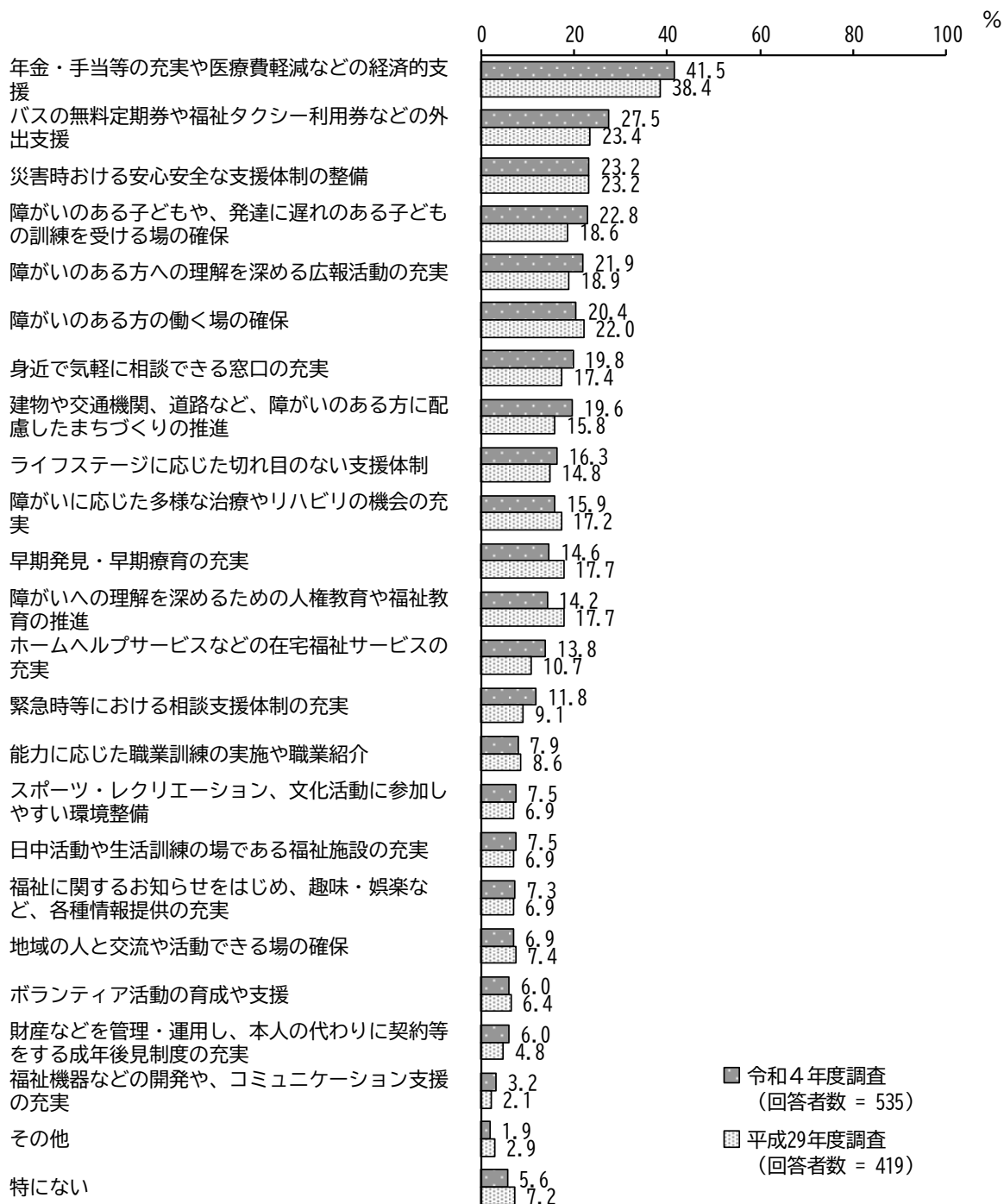


⑨ 今後の取り組みについて

ア 障がい福祉分野で力をいれてほしいこと

「年金・手当等の充実や医療費軽減などの経済的支援」の割合が41.5%と最も高く、次いで「バスの無料定期券や福祉タクシー利用券などの外出支援」の割合が27.5%、「災害時における安心安全な支援体制の整備」の割合が23.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



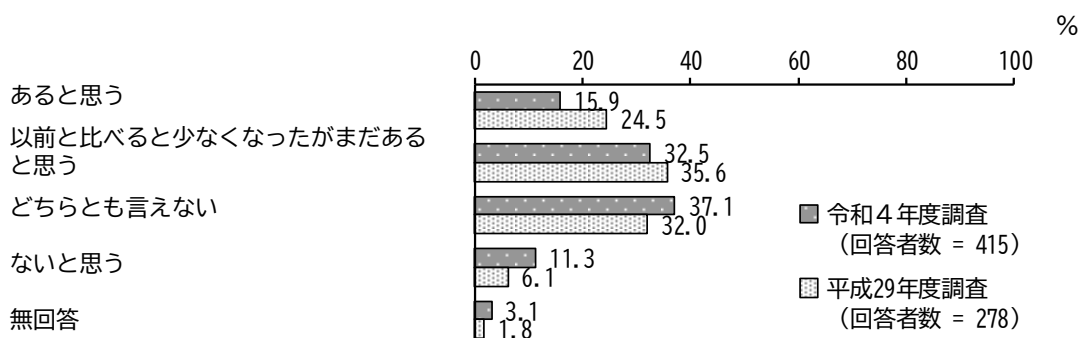
(2) - 2 町民調査

① 福祉への関心について

ア 障がい者に対する差別や偏見はあると思うか

「どちらとも言えない」の割合が37.1%と最も高く、次いで「以前と比べると少なくなったがまだあると思う」の割合が32.5%、「あると思う」の割合が15.9%となっています。

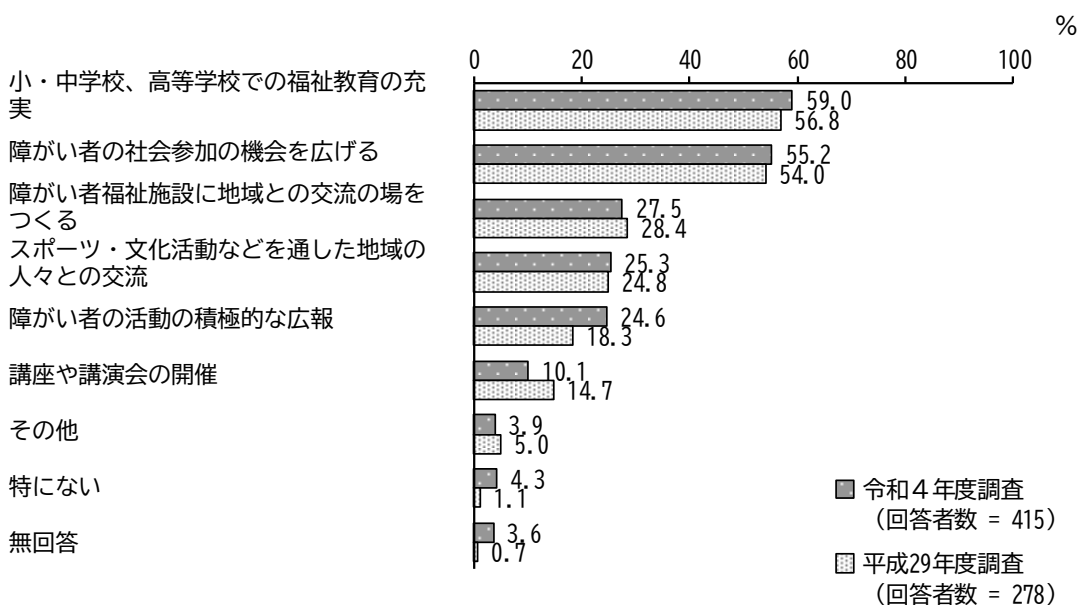
平成29年度調査と比較すると、「どちらとも言えない」「ないと思う」の割合が増加しています。一方、「あると思う」の割合が減少しています。



イ 障がい者に対する理解を深めるために、社会全体が力を入れるべきこと

「小・中学校、高等学校での福祉教育の充実」の割合が59.0%と最も高く、次いで「障がい者の社会参加の機会を広げる」の割合が55.2%、「障がい者福祉施設に地域との交流の場をつくる」の割合が27.5%となっています。

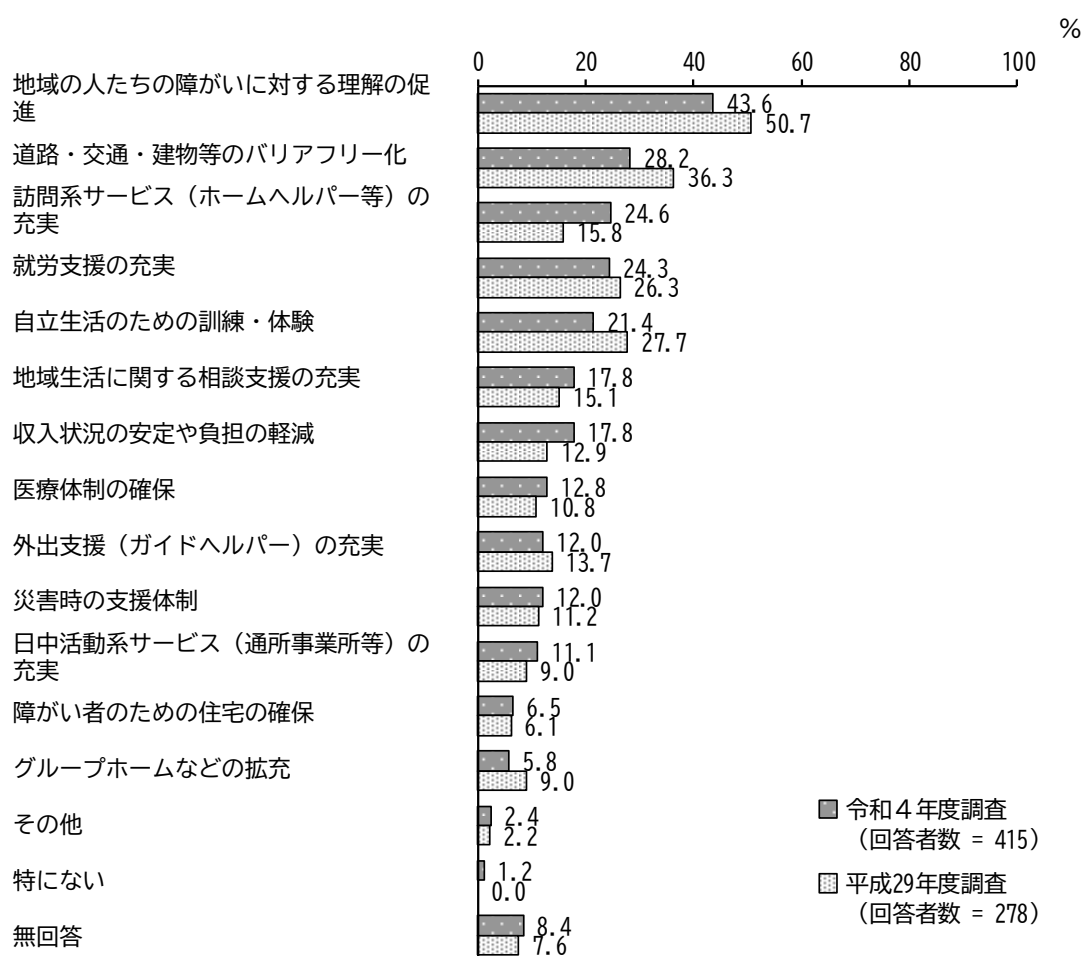
平成29年度調査と比較すると、「障がい者の活動の積極的な広報」の割合が増加しています。



ウ 障がいのある方が地域の中で生活するために重要だと思うこと

「地域の人たちの障がいに対する理解の促進」の割合が43.6%と最も高く、次いで「道路・交通・建物等のバリアフリー化」の割合が28.2%、「訪問系サービス（ホームヘルパー等）の充実」の割合が24.6%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「訪問系サービス（ホームヘルパー等）の充実」の割合が増加しています。一方、「地域の人たちの障がいに対する理解の促進」「自立生活のための訓練・体験」「道路・交通・建物等のバリアフリー化」の割合が減少しています。

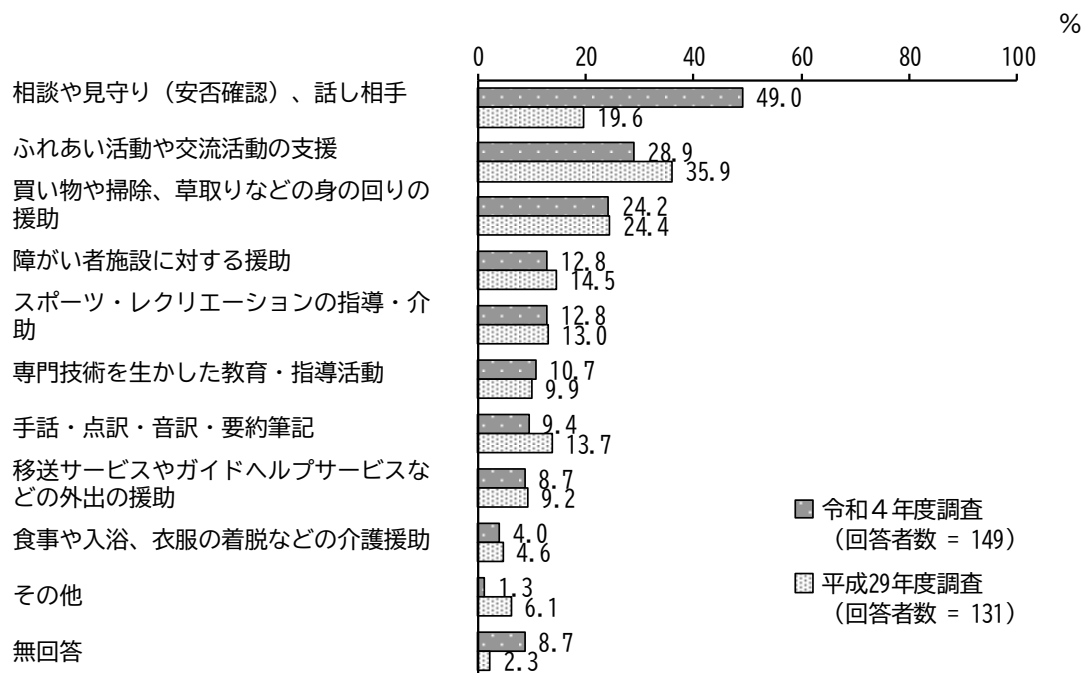


② 障がい者福祉活動全般について

ア 参加したいボランティア活動

「相談や見守り（安否確認）、話し相手」の割合が49.0%と最も高く、次いで「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が28.9%、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」の割合が24.2%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「相談や見守り（安否確認）、話し相手」の割合が増加しています。一方、「ふれあい活動や交流活動の支援」の割合が減少しています。

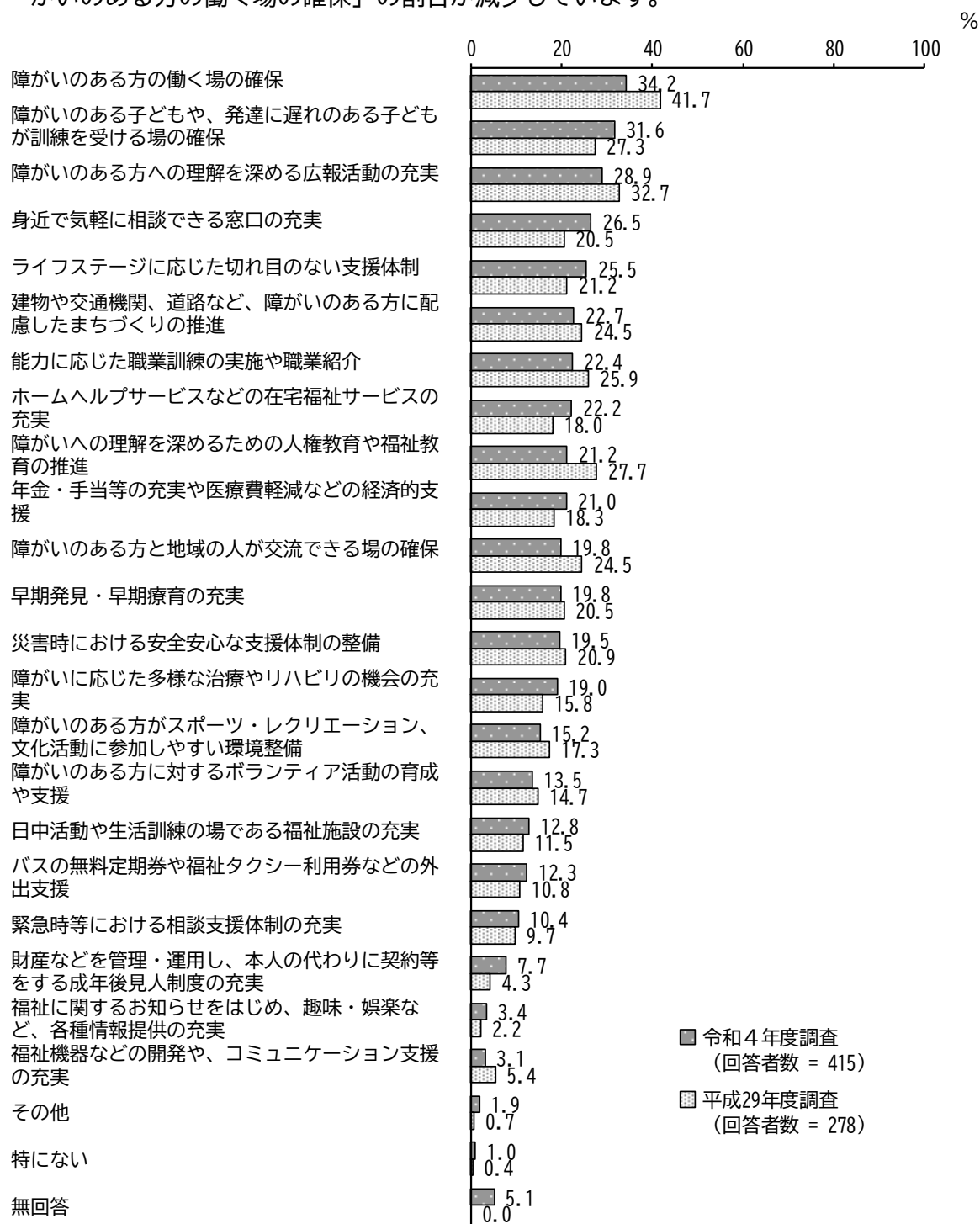


③ 障がいのある方の福祉施策について

ア 障がいのある方にとって暮らしやすいまちづくりに重要だと思う活動

「障がいのある方の働く場の確保」の割合が34.2%と最も高く、次いで「障がいのある子どもや、発達に遅れのある子どもが訓練を受ける場の確保」の割合が31.6%、「障がいのある方への理解を深める広報活動の充実」の割合が28.9%となっています。

平成29年度調査と比較すると、「身近で気軽に相談できる窓口の充実」の割合が増加しています。一方、「障がいへの理解を深めるための人権教育や福祉教育の推進」「障がいのある方の働く場の確保」の割合が減少しています。



7 ヒアリング調査結果

(1) 調査方法

- ヒアリングシートを対象団体に配布。
- 返信のあった団体には、必要に応じ聞き取り調査。

(2) 調査期間

- 令和5年3月～4月

(3) 回答団体数

- 町内障害福祉サービス事業所 8事業所／18事業所 (44.4%)
- 計画相談支援事業所 3事業所／3事業所(100.0%)
- 町内障がい者団体 4団体／4団体 (100.0%)
- 15団体／25団体 (60.0%)

(4) ヒアリング設問内容（概要）

【町内サービス事業所、計画相談支援事業所】

- (1) 人材や事業所など不足している又は、必要と感じる社会資源
- (2) 障がい者やその家族等への支援や配慮として必要だと思うこと

【町内障がい者団体】

- (1) 啓発や広報における課題
- (2) 障がい福祉サービスの内容や利用情報、サービスの充実などの課題
- (3) 障がい者が地域で暮らしていくうえでの地域の理解や交流
- (4) 障がい者が安心して暮らせるための防犯・防災の対策
- (5) 「親亡き後」を見据えた地域生活

(5) ヒアリング結果からの課題整理

① 障がい福祉事業所数、資源の不足

- 計画相談支援事業所について、受持ち件数が多いことを理由に、新規利用者の計画相談を断られるケースがある。
- 移動支援について、需要はあるが受入れ可能な事業所が減ってきている。
- 近隣に、重度心身障害者や医療的ケア児を受け入れてくれる事業所が無い。
(西和7町内に0か所)
- 就労移行支援、就労継続支援A型の事業所が近隣に少ない。
(どちらも西和7町内に1か所：三郷町)
- 通所にはなじめない人のために、サロンのような場所はないものか。

課題解決への方向性

- ◎ 精神障がい者に係る計画相談が増加しており、西和7町障害者等支援協議会内に令和5年度から設置した「相談支援事業所連絡会」を活用して、精神障がい者に係る計画相談にも対応できるよう勉強会を開催し、事業所のレベルアップを目指す。
- ◎ 重度心身障害者等の受入れ可能な事業所については、西和7町内の既存の事業所の中で受け入れ可能な体制整備を要請していく。
- ◎ 居場所づくりとして「地域活動支援センターichinino」を活用する。

② 家族・保護者へのメンタルケアの充実

- 親が孤立している、敷居の低い居場所のようなものがあればよい。
- 当事者団体があることをもっと知ってもらいたい。
- 親にも問題があり、支援者が感じている困り感を共有することができない。
- 「8050問題」や「ヤングケアラー」への対応。

課題解決への方向性

- ◎ 近隣地域の社会資源について、地域の当事者団体や家族会等と連携のもと協議会等を通じて整理し、相談者に対して情報提供を行っていく。
- ◎ ヤングケアラーについては、幼稚園、保育園、学校、教育委員会、福祉介護課等で情報共有のもと、重層的に支援。

③ 「親亡き後」問題への対応

- 「親亡き後」が一番の心配（障がい者団体）、高齢の親が「親亡き後」の準備をせず急逝してしまうことがある。
- 障がい者が働きながら住み慣れた地域で暮らせるよう、緊急時に連絡することができるグループホームのような地域生活支援拠点があればよい。
- 権利擁護に関して、成年後見制度の後見人が必要。
- 支援を受けるための書類作成や手続きのほか、家に届いた書類の保管等の支援を望む。

課題解決への方向性

- ◎ 引き続き、西和7町内での「地域生活支援拠点」の設置を目指す。
- ◎ 成年後見制度について、周知啓発を強化（R5年度より啓発講座を開催）

④ 障がい者への理解の不足

- 地域の小学生や中学生への理解を高めてほしい。あからさまではないが指をさしながら学生同士で話されている場面を見る。正しい知識を学ぶことにより、学生時代や自身が親になった時に、早期発見・早期治療に繋がる。
- 病院から地域への移行について、家を借りる際の保証人や緊急連絡先等の要件が厳しい。
- 事業所建設の際の住民説明会で少なからず反対の声もある。
- 精神障がい者は幻聴・妄想の影響から人の目が気になる当事者が多く、知らない人との交流は難しい。支援者が地域において指導もしながら交流していけたら。

課題解決への方向性

- ◎ 学校や地域を対象とした障がいの理解のための教育及び啓発を強化。
- ◎ 西和7町障害者等支援協議会にて、障がい者差別や合理的配慮についての事例集作成を行っており、それを活用して啓発を実施。

⑤ 災害時の対応

- 身体障がいのある人について、避難場所には車椅子の人たちのための場所の確保が必要。また、避難所には段差が多く通行が困難、介助のための隔離も不十分。医療的ケアが必要な人の避難には、避難所において電源の確保など必要なハード整備がされていることが条件となる。
- 知的障がいのある人について、特に知的障がい者の単身世帯などでは、危機管理意識が低い場合がある。普段からの近隣との関係づくりや避難経路の確認等が必要。また、知的障がいのある人は集団が苦手だったり、避難先で大声を出してパニックになったりすることもあるので、親自身が気を遣って避難場所まで行かない場合も多い。
- 精神障がいのある人について、服薬が大事である。災害時の避難の際の声掛けも必要。

課題解決への方向性

- ◎ 福祉避難所として指定している「王寺町文化福祉センター」や、障がいの程度に応じて民間介護事業所等と連携し、受入体制の充実を図る。
- ◎ 個別避難計画作成時における相談支援事業所等支援者の介入、助言できる体制づくり

8 王寺町の障がい者福祉の課題

現障がい者計画の基本施策ごとに、国の方針やアンケート調査、事業の評価を踏まえて、本町の障がい福祉の課題を整理しました。

「基本目標1. 障がいのある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現」 についての課題

① 啓発・広報活動の推進

今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、町民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくことが必要です。

② 交流・ふれあいの促進

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

障がいに対する理解を促進するために、障がいのある人との交流やふれあいの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。

③ 福祉教育の推進

幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの町民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

④ 地域住民の自主的活動の促進

地域のボランティア等の活動については、参加したい意欲のある人には、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

ボランティア活動を通じ相互の交流を深め、障がい特性の理解促進を図りながら、障がいのある人が活動の担い手となることへの支援が必要です。

⑤ 障がいのある人への差別解消や虐待防止、権利擁護の推進

知的障がいや精神障がいのある人等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが必要です。障がいのある人に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

「基本目標2. 療育・教育施策の充実」についての課題

① 就学相談・指導の充実

学校教職員、福祉サービス事業所等の職員等に対して、障がいへの一層の理解と人権の尊重を基本に据えた知識・技術の向上、研修の充実が求められます。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

② ニーズに応じた保育・教育の充実

多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無にかかわらずいきいきと学び、共に育つ場の環境整備がさらに必要です。

障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。

③ 切れ目のない相談支援体制の整備

個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

「基本目標3. 保健・医療施策の充実」についての課題

① 障がい等の早期発見と原因となる疾病等の予防

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていく必要があります。乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していく必要があります。

② 医療サービスの充実

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応を行えることが重要となります。

保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

様々な障がいに対応できる専門性の高い支援体制など、状況に応じたきめ細かな支援のための取組を推進していく必要があります。

③ 精神障がい者・難病患者への支援

地域で安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、福祉等の関係機関のより一層の連携を強化し、精神障がいのある人や難病患者に対する相談支援や地域生活の支援等の充実が必要です。

今後も、難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めるとともに、難病患者の生活支援のため、必要な障がい福祉サービスの利用支援等の充実が必要です。

「基本目標4. 福祉施策の充実」についての課題

① 生活安定のための支援の充実

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

② 障がい福祉サービス等の充実

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障がいのある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、サービスの量的・質的な充実が求められています。

③ 地域生活への移行支援

障がいのある人が高齢になっても安心してサービスを受けることができるよう、また、親の高齢化や病気、「親亡き後」も地域生活を継続できるように支援のあり方を検討し充実させる必要があります。

「基本目標5. 生活環境の整備」についての課題

① 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

②道路・移動手段の整備

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていくことが必要です。

外出支援や社会参加を促進していくため、障がい福祉サービス等の移動支援や交通費助成等の支援を充実する必要があります。

③ 防災・災害時対策、生活安全対策の強化

今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

災害発生時における避難行動に支援を必要とする人に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がいのある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

「基本目標6．積極的な社会参加の促進」についての課題

① 就労支援の充実

障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。

また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要です。

② スポーツ・レクリエーション活動の振興

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

③ 文化・芸術活動の振興

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

「基本目標 7. 情報提供の充実」についての課題

① 情報バリアフリー化の推進

それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、各種制度の活用を図ることが必要です。

② コミュニケーション支援体制の充実

近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町の将来像は「人とまちがきらめく和（やわらぎ）のふるさと 王寺」を掲げ、豊かな自然のなかみんなで作る心つながるまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、障がい者福祉分野では、障がいのある人もない人も、全ての町民が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、互いに人格と個性を尊重し、地域社会を構成する一人一人が支え合いながら、共に暮らし、共に働き、共に学び、共に憩える地域社会の実現を進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障がい者福祉の取り組みとの連続性、整合性から前計画の基本理念の方向性を引き継ぎ、「障がいのある人もない人も共に認め合い、自分らしくいきいきと暮らせる和（やわらぎ）のまち」とします。

この基本理念に基づいて、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」の理念や誰もが相互に人格と個性を尊重し、相互に理解し支え合い、共に暮らす「共生社会」を目指します。

【 基 本 理 念 】

**障がいのある人もない人も共に認め合い、
自分らしくいきいきと暮らせる和（やわらぎ）のまち**

|| 2 基本目標

(1) 障がいのある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向け、障がいのある人への差別の解消を促進し、心のバリアフリーを実現します。講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流など、すべての人の人権を尊重する地域社会を目指します。

また、地域社会での協力と連帯を促進し、地域住民が互いに支え合う地域づくりを進めます。

障害者差別解消法の周知や障がい者虐待防止を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組を推進します。

(2) 生活環境の整備

障がいのある人を含むすべての人が安心して生活できるよう、既存施設のバリアフリー化や生活道路・歩道の整備を行い、生活環境を改善します。

障がいのある人が望む住まい方を基本とし、自立し、社会生活を継続できるような環境を整備します。

災害時における障がいのある人への適切な支援を確保するため、共助の推進、避難行動要支援者名簿の普及、福祉避難拠点の整備、情報提供や避難支援体制の強化など、防犯・防災対策を充実します。

(3) 情報提供の充実

障がいのある人のコミュニケーション支援のニーズに応えるために、視覚・聴覚障がいを含む多様な特性や状況に合わせたコミュニケーション手段を提供するとともに、手話通訳者や要約筆記者の確保や情報通信機器を有効活用した支援を拡充します。

障がいのある人が情報にアクセスできるよう、IT技術を活用して情報のバリアフリー化を推進します。情報通信機器の適切な活用やアクセシビリティの向上を通じて、情報へのアクセスを容易にし、社会参加への障壁を除きます。

(4) 保健・医療施策の充実

安心して地域で生活できるように、適切な医療サービスを提供する体制の整備が必要です。地域生活支援拠点の整備と関係機関との連携を強化し、障がいや発達に遅れのある子どもには早期から発達段階に応じた支援を提供します。

(5) 福祉施策の充実

福祉サービスへの多様なニーズに応じて、障がいのある人の個別ニーズに合わせた支援を提供するため、福祉サービスの周知と充実を図ります。

障がいのある人の多様化するニーズに対応するため、各種福祉サービスの充実と周知を図り、質と量の両面でサポートを強化します。地域移行を考慮に入れながら、障がいのある人の自立と社会生活力の向上を支援します。

(6) 療育・教育施策の充実

障がいのある子ども一人ひとりの発達や障がいなどの状況に応じた就学指導を行い、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や人権意識向上に努めます。

障がいのある子どもが、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、可能な限り障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができるよう配慮しつつ、必要な施策や整備を図ります。特別支援教育を強化し、全ての子どもたちが障がいの有無にかかわらず、適切な学習環境で成長し、成功する機会を持つことを目指します。通級指導教室の充実や教員の専門知識向上、地域全体での協力体制を推進し、子どもたちの成長をサポートします。また、インクルーシブ教育の推進を図ります。

(7) 積極的な社会参加の促進

障がいのある人の雇用を推進し、一般企業での雇用を促進します。職場環境の改善と障がいへの理解を推進し、企業との連携、ジョブコーチの支援を通じて、障がいのある人が就労し、長期的に働き続ける環境を整備します。

また、障がいへの理解を深め、障がいのある人の生活の質を向上させるために、スポーツ、芸術文化活動、国際交流など幅広い分野での積極的な社会参加を支援するとともに、関連団体や地域組織と連携し、能力や個性に合わせた支援を提供します。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]



第4章 施策の推進

基本目標1 障がいのある人の尊厳を保持する地域共生社会の実現

(1) 啓発・広報活動の推進

【基本的な方針】

障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる「地域共生社会」を実現していくために、すべての町民が障がいに対して理解を深めることができるよう、広報等を活用した啓発活動をさらに推進していきます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
広報等を活用した啓発推進	<ul style="list-style-type: none"> 町民への障がいについての正しい知識の周知し障がいのある人への偏見と差別をなくすため、町広報紙『王伸』や町公式ホームページ、公式LINEを通じて、障がい者差別は許されないことや、合理的配慮の提供(※)の重要性等を掲載します。 ※「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、事業者等が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うことです。 	福祉介護課 政策推進課
啓発強化期間の取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> 町民に障がい者団体の存在を知ってもらうために、12月3日～9日の「障害者週間」に合わせて、町広報紙『王伸』（11月号または12月号）で障がい者団体等の活動についての特集記事を掲載します。 町民に障がいのある人の可能性や障がいのある人の頑張りを感じていただくため、また、障がいのある人に作品を創作することの喜びを感じていただくため、「障害者週間」に合わせて、障がい福祉サービス事業所と連携した町主催の障がい者作品展を開催します。<u>より多くの人に見てもらえるよう、いずみスクエアや役場だけでなく、開催場所を見直しするほか、一般から作品を募集するなど充実を図ります。</u> 	福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

事業名	事業内容	担当課
町主催行事等での意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民に障がいに対する理解を深めてもらうため、町主催のイベント開催時に配布する資料に併せて、啓発リーフレットを配布します。 ・ 町民に、障がいをはじめ幅広い分野の人権問題を意識してもらうため、広報誌「なかま王寺」の発刊のほか、「差別をなくす町民集会」「人権学習懇談会」を開催します。 ・ 町民に、町内障がい福祉サービス事業所の存在や活動を知ってもらうため、町主催の一部イベントの開催時に、授産品（クッキー等）を記念品として配布します。 	福祉介護課 住民課 生涯学習課
西和 7 町の広域における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西和 7 町の連携により障がい者への人権意識高揚の相乗効果を図るため、啓発イベント（理解促進研修・啓発事業）の共同開催や「障害者週間」における啓発強化を 7 町合同で実施します。 	福祉介護課
「心のバリアフリー」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義務教育学校では、町内在住の特別支援学校に在籍する児童・生徒に、町内の義務教育学校の児童・生徒とつながりをもってもらうため、副次的な籍を置き交流を実施します。 ・ <u>町民に障がいに対する知識を深めていただけるよう、奈良県障害福祉課が開催する、障がいを<u>知ることから始める「あいサポーター研修」(※)を周知し、参加を促します。</u></u> <ul style="list-style-type: none"> ※あいサポーターとは… 多様な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、必要な配慮などを理解し、障がいのある方にちょっとした手助けをする意欲のある方で、「あいサポーター研修」を受講した人のことです。 	学校教育課 福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(2) 交流・ふれあいの促進

【基本的な方針】

障がいのある人とない人が地域で共に暮らす中で、互いの心の隔たりを埋め、障がいへの正しい理解が深まるよう、地域での交流、ボランティア活動等を促進するとともに、すべての人が交流できる機会や場を拡充することで、障がいのある人が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりを一層進めます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
交流機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動や子ども食堂等の居場所づくりを運営するなり手が不足していることから、広報等により居場所づくりの活動を周知し、より広く認知していただくことで人材の確保に努めます。 ・人権や文化・芸術に関する町主催のイベント等を通じて、特別支援学校の生徒との交流機会の場を設けます。 ・「人権フェスタ」において、町内障がい福祉サービス事業所に参加を呼びかけ、活動の機会や交流の場を提供します。 	社会福祉協議会 福祉介護課 住民課 文化交流課
交流イベントへの参画	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉まつり」において、企画・準備段階から障がいのある人や障がいのある人に関わる団体等に参画を呼びかけ、意見を取り入れるなどの工夫・改善を行うなど、交流機会の拡大を図ります。 	社会福祉協議会
町主催行事における配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への「合理的配慮の提供」の視点から、障がいがあっても町主催のイベントに参加しやすい環境をつくるため、手話通訳や要約筆記、障がいのある人のための駐車スペースの確保等配慮について、全職員に周知します。 	福祉介護課
当事者団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>町民に当事者団体や家族会の存在及びその活動内容を広く周知するとともに、当事者団体等の活動の活性化を図るため、町広報紙『王伸』や町公式ホームページ、公式 LINE を利用して当事者団体の活動を紹介します。</u> 	社会福祉協議会 福祉介護課 政策推進課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(3) 福祉教育の推進

【基本的な方針】

すべての町民が、障がいのある人の人権を尊重し、共に支えあう存在であるという認識を持つことで、豊かであたたかみのある地域社会を築くことができるよう、生涯を通じた福祉教育を推進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
学校等における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・義務教育学校では、義務教育学校の児童・生徒に障がいのある人と学齢期から接する機会をつくり、障がいのある人への理解を深めるため、引き続き、福祉体験や交流、手話学習等を実施します。 ・児童に対し、聴覚障がいのある人やろう者と接する手話学習以外にも、他の種別の障がいのある人と接する機会を作るため、町内の義務教育学校の児童・生徒と町内障がい福祉サービス事業所を利用する障がいのある人との交流が図れる場や機会を作ります。 	福祉介護課 学校教育課
職員や住民への福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員の障がいへの理解や障がいのある人との窓口対応のスキルアップを図るため、町職員向けに、障がいを知ることから始める「あいサポーター研修」、障害者差別解消法が規定する「不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する研修」を実施します。 ・町職員へ、障がいのある人への人権問題をはじめとした幅広い人権の意識、把握及び理解、認識を培うための人権研修を実施します。 ・町民に、障害者差別解消法や障がい特性等の周知を図るなど、障がいに対するさらなる理解を促進するため、「人権学習懇談会」や「家庭教育学級」を実施します。 ・聴覚障がいのある人に対する支援活動の担い手の養成と障がいのある人への理解促進を目的として、手話奉仕員養成講座を実施します。 	生涯学習課 総務課 福祉介護課 社会福祉協議会
西和 7 町の広域における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・西和 7 町の住民を対象に、障がいについての正しい知識の普及と障がいのある人への偏見や差別をなくすため、障がい福祉サービス（地域生活支援事業）の理解促進啓発研修事業として、西和 7 町障害者等支援協議会による講演会やセミナーを実施します。 	福祉介護課

(4) 地域住民の自主的活動の促進

【基本的な方針】

地域福祉において、ボランティア活動や町民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、町民や企業・団体等との連携強化を促進します。また、地域の中で「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、障がいのある人とない人が共に活躍できる環境や仕組みづくりを推進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
ボランティア拠点づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に必要なボランティア人材を育成できるよう、町民向けのボランティア養成講座を実施します。 ・ボランティア団体に関する情報を一元化して見やすくするなど、ホームページで提供する情報を充実します。 ・ボランティア活動に取り組む人同士が交流できるよう、活動の拠点となる場の確保と提供に努めます。 	社会福祉協議会
手話奉仕員養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人に対する支援活動の担い手の養成と障がいのある人への理解促進を目的として、手話奉仕員養成講座を実施します。 	社会福祉協議会
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に興味のある人、ボランティアを必要とする人及び団体が容易に情報を入手できるよう、ボランティア団体の情報を一元化してホームページに公開します。 ・ボランティア養成講座を受講された方を対象に、障がい福祉サービス事業所と連携して、実際にボランティア活動が体験できる機会を作ることを検討します。 	社会福祉協議会 福祉介護課
民生児童委員・主任児童委員の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人をはじめとする地域住民に関する相談や見守りがスムーズに行えるよう、王寺町民生児童委員協議会の定例会における、障がい福祉、高齢福祉、児童福祉に関する勉強会の開催をサポートします。 	福祉介護課
障がいのある人が活躍できる環境・仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が、地域福祉の担い手や働き手として活躍することを目指すため、町内の障がい福祉サービス事業所やハローワーク等と協働し、就労支援の取組（マッチング支援の開催等）を検討します。 ・<u>重度の障がいがあっても、自分の役割をもって社会参加ができるよう、デジタル技術を活用した全国の先進的な取組について研究します。</u> 	福祉介護課 社会福祉協議会

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(5) 障がいのある人への差別解消や虐待防止、権利擁護の推進

【基本的な方針】

障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいについての理解不足や社会的な障壁を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の提供に向けた取組を進めます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
障害者差別解消法の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法が規定する「不当な差別的取り扱い」の禁止や「合理的配慮」の提供についての理解促進を図るため、地域の事業者に対して、西和7町障害者等支援協議会が作成した事例集を、商工会など幅広く民間団体の協力のもと配布します。 ・障がいのある人との窓口対応がスムーズに行うことができるよう、行政サービスを提供する町職員を対象に、障害者差別解消法の内容をパンフレット等で周知するとともに、研修を実施します。 	福祉介護課 総務課
障がい者虐待防止の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいがある人への虐待が発生した場合、生命の危険など安全確保を最優先として、奈良県障害福祉課や相談支援事業所等の関係機関と連携しながら迅速な対応を行います。また、虐待発生時において緊急避難先が必要な場合を想定し、町内の障がい福祉サービス事業所（グループホーム）の確保に向けて取り組めます。 ・障がい者虐待を未然に防ぐため、また、障がい者虐待が起こった際の早期発見・早期対応につなげるため、障がいのある人や町民への周知として、町広報紙『王伸』や町公式ホームページに「相談窓口はどこか」「どういった行為が虐待になるのか」等の具体的な内容の記事を掲載します。 ・地域の団体や障がい福祉サービス事業所に対しても、障がい者虐待を未然に防ぐため、また、障がい者虐待が起こった際の早期発見・早期対応につなげるため、西和7町障害者等支援協議会による障がい者虐待をテーマとした講演会等を開催します。 	福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその親（保護者）の「親亡き後」への不安を取り除き、障がいにより判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、成年後見制度に関する講演会やセミナー等を実施し、制度の利用を促進します。 ・成年後見制度の利用促進のため、河合町を除く西和6町では「権利擁護支援センターななつぼし」に、成年後見制度法人後見支援事業（※）による運営支援を行っています。 ・「権利擁護支援センターななつぼし」では、町民及び施設職員からの相談受付や申立手続の支援を行っており、今後も同センターと連携しながら、成年後見制度の利用促進を図ります。 <p style="text-align: center;">※成年後見人制度法人後見支援事業… 後見人となる法人を対象に、後見等の業務を担える人材育成及びするための研修を行う事業。</p>	福祉介護課
日常生活自立支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等により判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、日常の金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行います。生活支援員の登録や確保にも努めます。 	社会福祉協議会

基本目標 2 生活環境の整備

(1) 住宅、建築物のバリアフリー化の推進

【基本的な方針】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが安全に快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障がいのある人が安心して生活できる住宅の確保や、建築物及び公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
公共施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザイン化	・障がいの有無や年齢にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設の新築時や改修時の計画段階からバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。また、誰もが暮らしやすいまちづくりとなるよう検討します。	都市計画課
多目的トイレ（オストメイト対応）の整備	・障がいのある人が不安なく外出できるよう多目的トイレ（オストメイト対応）の設置や既存設備の改修等を行います。	都市計画課 建設課
居住空間の整備促進	・町営住宅において、障がいのある人や高齢者の低層階への優先的な入居等の配慮に努めます。 ・障がいのある人の在宅生活への支援として、日常生活用具給付事業（住宅改修費助成）を実施するとともに、その周知を図ることで利用促進を図ります。	建設課 福祉介護課
合理的配慮に基づく整備促進	・障がいのある人にとっても利用しやすい公共施設となるよう、障がいのある人に対する合理的配慮の提供の視点から整備に努めます。 ・不特定多数の人々が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物に対しても、理解と協力を求め、設備改善の働きかけや啓発を行います。	都市計画課 福祉介護課

(2) 道路・移動手段の整備

【基本的な方針】

鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であるため、利用しやすい環境整備を働きかけていきます。

また、交通安全対策を充実することで、安心して街中を移動できる施設整備の充実を図るとともに、障がいのある人に対する移動支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
生活道路の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 自治会との連携を密にして、道路の修繕が必要な箇所の要望等があった場合は、その必要性を鑑みて道路補修等を行います。 定期的な道路パトロールを継続しながら生活道路の安全確保に努めます。 	建設課
安全な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが暮らしやすいまちづくりとなるようバリアフリー化やユニバーサルデザイン化も含め安全な歩行空間の確保について検討します。 	都市計画課
交通機関の利用環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> J R 畠田駅前広場及びアクセス道路の整備を推進し、交通事業者との協議を重ねながら、利用しやすい環境づくりに努めます。 	都市計画課 福祉介護課
障がい福祉サービスにおける移動支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 単独での移動が難しい障がいのある人が、行きたい場所に行くことができるようになることで自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービスにおける移動支援事業の利用を促進します。また、近隣の市町村や相談支援事業所等との情報交換を行いながら、移動支援実施可能な事業所の確保に努めます。 	福祉介護課
心身障がい者無料バス運賃助成	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の生活行動範囲の拡大や社会参加を促進することを目的に、町独自の施策として、身体障害者手帳（1～4級）と療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象に、やわらぎの手帳優待乗車証（バス定期券）を交付し、町内バス路線の運賃を免除します。 	福祉介護課
タクシー料金助成	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の生活行動範囲の拡大や社会参加を促進することを目的に、町独自の施策として、身体障害者手帳（1～3級）と療育手帳（A）の所持者に、1枚400円のチケット×年間40枚を交付し、利用料金の一部助成を行います。 ※令和元年度～ 基本料金×24回→1枚400円×40枚に変更 令和3年度～ 対象者を身体障害者手帳3級所持者まで拡充 	福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

障害者手帳取得者への 外出支援の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者手帳取得者に対する各種の外出支援制度を周知することで、障がいのある人の外出及び社会参加を促進します。 ◇ 駐車禁止除外指定車標章の説明（所轄警察署） ◇ 有料道路の利用料割引の説明と申請手続 ◇ 各公共交通機関の割引制度の説明 	福祉介護課
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

（３）防災・災害時対策の強化

【基本的な方針】

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、日頃から地域団体や障がい福祉サービス事業所等との連携を図り、防災対策を進めます。

災害時の避難を地域で支援できるよう、災害情報の提供、避難行動要支援者の個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成、避難所の運営管理体制の整備等を進めるとともに、災害発生時の救援活動体制の強化を図ります。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
避難行動要支援者名簿の整備や活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者の災害時における避難行動の想定や、平常時の見守り活動に活用していただくために、自治会・自主防災組織との要支援者名簿に関する協定締結を進めていきます。 	防災統括室 福祉介護課
災害時ケアプラン（個別避難計画）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難行動要支援者のうち家族等からの避難支援が受けることができない方、また家族だけでは避難が困難な方の避難行動を支援することを目的に、本人やその家族だけでなく、必要に応じて地域住民や福祉専門職（ケアマネジャー等）の意見も聞きながら、避難のタイミングや移送手段、避難場所等の一連の行動を想定した具体的な個別避難計画を作成します。</u> 	防災統括室 福祉介護課
福祉避難所の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が必要とする備品（紙おむつ、災害時オストメイトの装具等）や医療品の調査を行い、必要分を備蓄します。 ・ 福祉避難所である「王寺町文化福祉センター」の介護設備・用品の充実を図るとともに、民間介護事業所を福祉避難所として使用することや、災害発生時の介護支援専門員（ケアマネジャー）の派遣・確保に向けて、民間介護サービス事業者との協定締結を進めます。 	防災統括室 社会福祉協議会 福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

基本目標3 情報提供の充実

(1) 情報バリアフリー化の推進

重点

【基本的な方針】

障がいのある人が、障がいがあることにより意思疎通に困難が生じ、必要な情報を得ることができず社会生活や社会活動に支障をきたすことがないように、障がいの特性に応じた多様な方法による情報提供サービスを充実させます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
多様な手段による情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいのある人でも読みやすいよう、町広報紙『王伸』については UD フォントを利用します。 ・町公式ホームページについては、文字の拡大や背景色の反転機能等を備えており、引き続き情報アクセシビリティ(※)に対応した情報提供を行っていくとともに、<u>今後は町広報紙「王伸」の音声読み上げ機能を追加するなど、さらなる機能の充実を図っていきます。</u> <p>※情報アクセシビリティ… 身体障がい者や高齢者を含め、誰もが ICT 機器や通信サービスを円滑に利用できるようにするための機能を指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいのある人も必要な情報が取得できるよう、デージー図書(※)の周知に努め、点字絵本についても積極的に収集します。 <p>※デージー (DAISY) … Digital Accessible Information System の略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格のこと。視覚障がいのある人や普通の印刷物を読むことが困難な方々のために、カセットテープに代わるものとして開発され、デージーを聞くためには、専用の再生機(プレクストーク)または専用の再生ソフトウェアをインストールした Windows パソコンが必要。</p>	政策推進課 福祉介護課 文化交流課
障害者手帳交付時の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が適切な支援を受けられるよう、障害者手帳交付時に、各種支援制度や申請手続等の説明を行い、周知徹底と利用促進を図ります。 	福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

<p>情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するにあたっては、十分な情報の取得や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、<u>情報アクセシビリティの向上や意思疎通のための支援を充実します。</u> ・また、障がいのある人が必要な情報にアクセスできるよう、<u>町民や企業等に対して、情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知します。</u> 	<p>政策推進課 福祉介護課</p>
-------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(2) コミュニケーション支援体制の充実

重点

【基本的な方針】

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障がいの特性に応じた情報提供や意思疎通のための支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
<p>町主催行事等における手話通訳及び要約筆記の普及促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人の情報取得のための手段を確保するために、町主催行事においては手話通訳や要約筆記を行います。町職員には聴覚障がいのある人への情報保障について周知を行います。 	<p>福祉介護課</p>
<p>障がい福祉サービス等のコミュニケーション支援の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対し、情報取得のための手段を確保するための障がい福祉サービス(地域生活支援事業)等を実施します。 ◇意思疎通支援事業 (手話通訳者・要約筆記者の派遣) ◇日常生活用具給付等事業 (コミュニケーション支援機器(拡大読書器、活字文書読上装置等)の給付) など 	<p>福祉介護課</p>
<p>手話奉仕員養成等事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人に対する支援活動の担い手養成と障がいへの理解促進を目的として、手話奉仕員養成研修事業を「入門編」と「基礎編」に分けて、受講希望者のレベルに応じ実施します。 ・手話奉仕員養成講座の実施により、聴覚障がいのある人に対する支援活動の担い手養成と障がいへの理解促進を図ります。 	<p>社会福祉協議会 福祉介護課</p>

事業名	事業内容	担当課
王寺町手話言語条例の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・手話は一つの言語であるとの認識のもと、たとえ手話が出来なくても、どのようにすれば聴覚障がいのある人やろう者とのコミュニケーションをとれるかを学ぶことができるよう、義務教育学校3年生に対し、ろう者や手話通訳士を講師とした手話学習を継続して実施します。また、一般の町民や地域の事業者を対象とした手話の理解を深めるための学習機会を提供します。 ・<u>町職員が、聴覚障がいのある人との窓口対応においてコミュニケーションをとれるよう、デジタル技術を活用した遠隔手話(オンラインで手話通訳者と映像を繋ぎ、聴覚障がいのある人とコミュニケーションをとる方法)の仕組みを導入できるよう検討します。</u> 	福祉介護課
県等実施のコミュニケーション支援事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の自立した生活を支援するため、奈良県や奈良県内の各種障害者支援センターが実施するコミュニケーション支援のための各種事業を、町広報紙『王伸』や町公式ホームページを通じて周知します。 ◇奈良県 <ul style="list-style-type: none"> 中途失明者等生活訓練事業、身体障がい者補助犬の貸与 ◇奈良県聴覚障害者支援センター <ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者養成事業、要約筆記者養成事業、盲ろう者向け通訳・介助員に関する派遣及び養成事業、録画物製作・貸出事業 ◇奈良県視覚障害者福祉センター <ul style="list-style-type: none"> 点訳・音訳奉仕員の養成・指導、点訳・音訳図書製作・貸出事業、対面読書サービス など 	福祉介護課
デジタル技術を活用したコミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>聴覚障がいや視覚障がいのある人等が役場窓口で円滑に意思表示できるよう、全国自治体の事例を研究し、デジタル技術を活用したコミュニケーションツール(様々な障がい特性に対応していけるようなアプリの入ったタブレット端末等の設置等)など新たな支援の検討を行います。</u> 	福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

基本目標4 保健・医療施策の充実

(1) 障がい等の早期発見や原因となる疾病等の予防

【基本的な方針】

身体障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がいのある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育はとても重要です。健康診査等の機会を通じて、適切な支援や療育につなげます。

また、糖尿病等の生活習慣病による障がいを防止するため、障がいの原因となる疾病の予防に努めます。より多くの町民が各種健康診査やがん検診を受診していただけるよう、広報等による啓発を強化していきます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
母子保健施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦またはこども若しくはその保護者に、妊娠期から乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるようにするため、「王寺町母子保健計画」に基づき、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診を徹底することにより、疾病の早期発見に努めます。 ・<u>子育ての悩みを軽減し、早期療育を推進するため、こども家庭センター(※)における妊娠期からの切れ目のない支援や発達の遅れ等で育児に不安を抱える保護者への個別フォロー、療育教室や臨床心理士による巡回相談等により、育児支援を強化します。</u> <ul style="list-style-type: none"> ※こども家庭センター … 「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の機能を統合した、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対して一体的に相談支援を行う機関(児童福祉法等の一部改正：令和6年4月1日) ・療育支援を必要とする家庭に適切な情報提供を行うため、早期療育を実施する障がい児支援事業所等を把握して、相談支援事業所等関係機関との連携に努めます。 	保健センター

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

事業名	事業内容	担当課
生活習慣病の予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の健康的な生活習慣の推奨や疾病の早期発見・早期治療のため、「王寺町健康増進計画」に基づき、健康診査を行います。 ・ 町民の生活習慣病に起因する障がいの発生を抑制するため、保健師・管理栄養士等が行う各教室への参加促進、各種がん検診等の受診勧奨を行います。 ・ 健康寿命の延伸を図るため、「王寺町健康ステーション」で「おでかけ健康法」などの歩く健康づくりを推進します。 	保健センター
地域における支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産後すぐのお母さんに、地域に相談相手がいることを認識していただき、精神的な孤立感を和らげることを目的に、民生児童委員・主任児童委員が実施する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」において問題が発見された場合、町と情報を共有して早期の対応に繋がります。 	福祉介護課

(2) 医療サービスの充実

【基本的な方針】

障がいを軽減し、障がいのある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たします。そのため、身近な地域で専門性の高いリハビリや医療サービスを受けることができるよう、医療費に対する支援の充実を図ります。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
自立支援医療の給付 (更生医療・育成医療・精神通院医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人または将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を対象に、指定医療機関において、心身の障がいを除去、軽減するための入院、手術、外来通院をした場合に係る医療費の自己負担額を軽減（3割→1割）します。 	福祉介護課
心身障害者医療費助成 (福祉医療)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保持及び福祉の増進を図ることを目的に、1歳から75歳未満で身体障がい者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2の交付を受けている方を対象に、医療費の一部を助成します。 	国保健康推進課

事業名	事業内容	担当課
重度心身障害老人等医療費助成（福祉医療）	・健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、心身障害者医療費助成やひとり親家庭等医療費助成の対象者で且つ後期高齢者医療の加入者である方に対して、医療費の一部を助成します。	国保健康推進課
精神障害者医療費助成	・健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている方を対象に、医療費の一部を助成します。	国保健康推進課
精神障害者通院医療費助成事業	・医療費の自己負担額の軽減を目的として、国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者または社会保険各法の被扶養者であって、自立支援医療制度（精神通院医療）を利用して自己負担された方に対して、医療費の一部を助成します。	福祉介護課
医療費窓口負担の軽減（医療費助成における現物給付対象者の拡大）	・高校生世代までを対象者とした子ども医療費助成における助成方法について、保護者の窓口負担を軽減することを目的に、現在の <u>未就学児と同様の現物給付方式を導入して</u> いきます。	国保健康推進課
重度障がいのある人・医療的ケア児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がいのある人が地域で生活を送ることができるよう、重度障がいのある人のニーズの把握に努めます。 ・医療的な支援が必要な児童に対して適切な支援を行うため、医療的ケア児（※）のニーズの把握に努めます。 ・保育所等において、医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活への支援を行います。 <p>※医療的ケア児… 医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。</p>	福祉介護課 保健センター 子育て支援課 学校教育課
保健・医療サービスと福祉サービスとの連携	・障がいのある人のニーズに見合ったサービスが切れ目なく且つ効率的に提供できるよう、地域の医療機関や障がい福祉サービス事業所と情報共有を行います。	福祉介護課 保健センター 子育て支援課 学校教育課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(3) 精神障がい者・難病患者への支援

【基本的な方針】

精神障がいのある人や難病患者が、地域の一員として自分らしい暮らしを安心して送ることができるよう、保健、医療、福祉等の関係機関が連携し、相談支援や地域生活支援に取り組みます。また、一般的に広く認知されていない難病、精神障がい、精神保健福祉の範囲に含まれる発達障がい及び高次脳機能障がい等に対する知識が深まるよう、研修や啓発活動をさらに推進していきます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
地域生活への移行支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院等から自宅に戻る障がいのある人が、地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、西和7町障害者等支援協議会において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に関する協議の場を活用し、ニーズの把握や課題について検討します。 ・障がいのある人が、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを安定的に利用できるよう、障がい福祉サービス事業所への意向調査等を行い、サービス提供可能な事業所の確保に努めます。 	福祉介護課
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある人の地域生活において、緊急の対応が必要な事態が発生した場合、医療機関や保健所、精神保健福祉センター等と連携した早期の対応を可能とするため、西和7町障害者等支援協議会の活動を通じて関係強化に取り組みます。 	福祉介護課
精神障がい（発達障がいや高次脳機能障がいを含む）や難病の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの各種事業の内容の周知及び利便性向上を目的に、引き続き町公式ホームページで各種事業の内容、必要な申請書類の案内を行うほか、申請書類のダウンロードができるようにします。 ・「大人の発達障がい」について、専門の医療機関や相談支援事業所等の情報を提供します。 	福祉介護課
西和7町の広域における取組【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・西和7町の住民を対象に、障がいについての正しい知識の普及と障がいのある人への偏見や差別をなくすため、障がい福祉サービス（地域生活支援事業）の理解促進啓発研修事業として、西和7町障害者等支援協議会による講演会やセミナーを実施します。 	福祉介護課

基本目標 5 福祉施策の充実

(1) 切れ目のない相談支援体制の整備

重点

【基本的な方針】

障がいのある人の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関等との連携した相談窓口の設置、ライフステージに応じた相談支援など障がいのある人が相談しやすい体制の充実を図ります。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
相談支援体制の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 子どもまたはその保護者に対する、乳幼児期から義務教育学校卒業後までの切れ目のない支援を展開するため、保健センターの健診や臨床心理士の巡回相談・教育相談による早期発見と早期指導、保育・教育現場における子どもの障がいや発達段階に応じた指導、障がい児支援サービスの相談支援や保育所等訪問支援等の事業を推進するとともに、保護者からの同意を得て情報共有を行い、適正かつ効果的な支援を行います。 障がいのある子どもがいる保護者が精神的に孤立してしまわないよう、西和7町障害者等支援協議会や奈良県障害福祉課からの情報を整理した上で、近隣地域の社会資源でもある当事者団体や家族会等とも連携しながら、相談者に対し情報提供を行います。 	保健センター 学校教育課 子育て支援課 福祉介護課
児童発達支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもが適切な療育や支援を受けながら地域生活を送ることができるとともに、その親が相談しやすい体制を構築していくため、引き続き、児童発達支援の中核である児童発達支援センターを西和7町圏内に設置することを目指します。 	福祉介護課
地域活動支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人が安心して相談できる場所、社会とのつながりを持てる場所を確保するため、町内にある地域活動支援センター（ichinino）を積極的に活用し、ひきこもりも含め、障がいのある人の居場所づくりを支援します。 	福祉介護課
重層的支援体制整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 複雑で複合的な課題を抱えている個人や世帯に対し、それぞれの担当部署や関係機関が単独で解決を図るのではなく、町関係課をはじめ、県福祉事務所や障がい福祉サービス事業所等の各関係機関との重層的・包括的な支援体制のもと、課題解決を図ります。 	社会福祉協議会 福祉介護課 子育て支援課 保健センター

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

巡回指導等による相談支援強化	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による巡回相談の回数増加等を検討し、充実を図ります。 教育相談では、内容に応じて関係機関や専門機関につなげ、子どものライフステージに応じた切れ目のない発達支援や保護者への相談支援を実施します。 	学校教育課 子育て支援課
特別な支援が必要な子どもへの支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障がい児の支援が可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。 医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、西和7町圏域で配置したコーディネーターと連携しながら、個人の身体状況や生活状況に合わせた支援を行います。 	福祉介護課

(2) 生活安定のための支援の充実

【基本的な方針】

障がいのある人の経済的支援を目的とする各種給付や助成事業を実施するとともに、対象者に十分な周知を行います。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
障害児福祉手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 在宅の20歳未満の重度の障がいのある児童で常時介護を必要とする児童を対象に、障害児福祉手当を支給します。 	福祉介護課
特別障害者手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障がいがある2つ以上重複するなど、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の重度障がいのある人に対し、特別障害者手当を支給します。 	福祉介護課
児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 父または母のいない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある場合で、父または母、あるいは父母に代わって児童を養育している人に対して、児童扶養手当を支給します。 	子育て支援課
特別児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障がいがある20歳未満の児童を、家庭で養育している父または母にかわってその児童を養育している人に対して、特別児童扶養手当を支給します。 	子育て支援課
障がい基礎年金の支給	<ul style="list-style-type: none"> 障がい基礎年金は、病気やけがによって仕事等が制限されるようになった方の生活を支えるための年金制度で、現役世代も含めて一定の所得保証が行われます。 	国保健康推進課

事業名	事業内容	担当課
重度障害者(児) 援護資金の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の障がいのある人(児)の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に、町の単独事業として、引き続き重度障害者(児)援護資金を支給します。身体障がい、知的障がい、精神障がい共通の制度となっています。 	福祉介護課
障害者手帳取得に伴う各種支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人が適切な支援を受けることができるよう、障害者手帳交付時に、各種支援制度や申請手続等の説明を行い、周知徹底と利用促進を図ります。 ◇税の免除等の説明(所得税、住民税等の障害者控除、自動車税等の減免) ◇交通機関の運賃割引の説明(鉄道、バス、タクシー等) ◇やわらぎの手帳優待乗車証の説明及び交付手続(町内バス路線の運賃免除)【町独自】 ◇福祉タクシー利用券の説明と交付手続(タクシーの基本料金の一部助成)【町独自】 ◇駐車禁止除外指定車標章の説明(所轄警察署) ◇有料道路の利用料割引の説明と申請手続 ◇NHK受信料の免除等の説明と申請手続 ◇携帯電話の基本使用料割引の説明 ◇生活福祉資金の貸付の説明(社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度) <p style="text-align: right;">など</p>	福祉介護課
ヤングケアラーを含む家族支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障がいのある人の家族がヤングケアラーに該当する場合は、学校や障がい福祉サービス事業所等の関係機関と連携を図り、障がい福祉サービスの提供が適切に行われるよう支援を行います。</u> 	子育て支援課 学校教育課 福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(3) 障がい福祉サービス等の充実

【基本的な方針】

在宅で障がいのある人のニーズに応じて、日常生活または社会生活を営む上で
の居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日
中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。

また、各種障がい福祉サービスの周知を行い、適切な利用を促進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、各種障がい福祉サービス等を実施し、地域生活における自立や社会参加を促進します。 ◇障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児支援サービス ◇補装具給付事業 ◇小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業 ◇軽度・中等度難聴児補聴器助成事業 <li style="text-align: right;">など 	福祉介護課
相談支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が必要な障がい福祉サービスを適切に受けることができるよう、西和7町障害者等支援協議会において立ち上げた相談支援事業所の連絡会を通じて、事業所職員のスキルアップを図ることで、近隣の事業所の相談支援体制の質的・量的向上に取り組みます。 	福祉介護課
サービス情報の提供拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの制度や利用方法、障がい福祉サービス事業所等の情報に係る案内をさらに充実していきます。 ◇窓口相談の説明や冊子配布 ◇委託相談事業の一般相談支援 ◇サービス利用計画作成時における指定特定相談支援事業所の計画相談支援 <li style="text-align: right;">など ・町公式ホームページに、国や県のホームページのリンクを貼り付けることにより、新たな制度に関する情報や障がい福祉サービス事業所等の情報の取得を容易にします。 	福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(4) 地域生活への移行支援

重点

【基本的な方針】

障がいにより福祉施設や病院などに長期間入所・入院している人が、分け隔てられることなく住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域生活への移行支援や地域生活支援拠点等の整備を推進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービスの地域移行支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・障がいにより福祉施設や病院などに長期間入所・入院している人が、地域で自立して暮らすことができるよう、各種障がい福祉サービスによる地域生活移行への支援を行います。◇地域移行支援（障がい福祉サービス）◇地域定着支援（ " ）◇共同生活援助（ " ）◇自立生活援助（ " ）◇成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）◇成年後見制度法人後見支援事業（地域生活支援事業） など	福祉介護課
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、また「親亡き後」の問題に対応するため、相談はもちろん、緊急時に受け入れやひとり暮らし体験ができる地域生活支援拠点を整備します。整備にあたっては、西和 7 町圏域において複数の障がい福祉サービス事業所等を活用した面的整備を目指します。	福祉介護課
地域住民への理解促進	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人の周りで暮らす地域住民の障がいに対する理解促進を図るため、町広報紙『王伸』や町公式ホームページ、公式 LINE での啓発や、サロン活動などの交流活動の場で啓発活動を実施します。	福祉介護課 社会福祉協議会
「親亡き後」の地域生活支援	<ul style="list-style-type: none">・一人ひとりの障がい特性や環境、個人の希望に応じて、自宅と施設で行われる様々な障がい福祉サービスを組み合わせることにより、障がいのある人の地域生活を支援していきます。	福祉介護課

<p>成年後見制度の利用促進【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人やその親（保護者）の「親亡き後」への不安を取り除き、障がいにより判断能力が十分でない人が安心して生活ができるよう、成年後見制度に関する講演会やセミナー等を実施し、制度の利用を促進します。 ・成年後見制度の利用促進のため、河合町を除く西和6町では「権利擁護支援センターななつぼし」に、成年後見制度法人後見支援事業による運営支援を行っています。 ・「権利擁護支援センターななつぼし」では、町民及び施設職員からの相談受付や申立手続の支援を行っており、今後も同センターと連携しながら、成年後見制度の利用促進を図ります。 	<p>福祉介護課</p>
<p>日常生活自立支援事業の利用促進【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい等により判断能力が十分でない人が安心して生活できるよう、事業を担う生活支援員の登録や確保等に努め、日常の金銭管理や障がい福祉サービスの利用援助等を行います。 	<p>社会福祉協議会</p>
<p>地域生活への移行支援の強化【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長期入院等から自宅に戻る障がいのある人が、地域で安心して自分らしい生活ができるよう、西和7町障害者等支援協議会において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」に関する協議の場を活用し、ニーズの把握や課題について検討します。 ・障がいのある人が、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを安定的に利用できるよう、障がい福祉サービス事業所への意向調査等を行い、サービス提供可能な事業所の確保に努めます。 	<p>福祉介護課</p>

基本目標 6 療育・教育施策の充実

(1) 就学相談・指導の充実

【基本的な方針】

障がいのある子ども一人ひとりの発達や障がいなどの状況に応じた就学指導を行い、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができるよう、教職員の資質向上や人権意識向上に努めます。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員に特別支援教育についての理解を深めるため、特別支援教育体制整備事業4ブロック研修会や町主催の研修会等を実施します。 	学校教育課
教育支援委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児・児童・生徒に適切な進路を確保するため、学校・保護者と連携を図り、障がいのある幼児・児童・生徒に関する資料収集・教育相談を実施します。 ・幼稚園教職員に、義務教育学校入学に際して特別な支援が必要な幼児の就学について適切に判断できるように、就学指導に関する研修を実施します。 	学校教育課
指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等への臨床心理士による巡回相談や教育相談を通じた助言等により、指導体制の強化を図ります。 ・保育所や幼稚園、学校等と子どもの障がい特性に関する情報を共有することで、子どもの集団生活を支援していくため、障がいのある子どもと保護者に対して、障がい児支援サービス（保育所等訪問支援事業）の利用促進を図ります。 ・また、児童発達支援センターを整備することで、児童発達支援に関する相談支援体制の強化を目指します。 	子育て支援課 学校教育課 福祉介護課

(2) ニーズに応じた保育・教育の充実

【基本的な方針】

障がいのある子ども一人ひとりの個性と可能性を最大限に伸ばし、社会で自立していく力を養うため、「王寺町教育振興ビジョン」ならびに「学校教育の指導方針」、「王寺町子ども・子育て支援事業計画」（令和7年度からは「王寺町こども計画」）と連動し、豊かな人間関係の中で、それぞれの個性や障がいの状況に応じた保育や教育を進めます。

障がいのある子どもが、必要な支援により、年齢や能力、それぞれの特性を踏まえた十分な保育や教育を受けることができ、また、可能な限り障がいのない子どもとともに保育や教育を受けることができるよう配慮しつつ、必要な施策や整備を図ります。また、インクルーシブ教育・保育の推進に向けて、体制の整備を図ります。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
保育所や幼稚園等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの早期発見や早期指導を行うため、保健センターの健診業務に携わる臨床心理士による保育所・幼稚園等への巡回相談や教育相談、障がい児支援サービスによる保育所等訪問支援事業を行います。 保育所や幼稚園等の関係機関と情報共有を行い、集団保育を支援します。 	子育て支援課 学校教育課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・義務教育学校では、幼児・児童・生徒に幼児期から義務教育学校卒業後まで、切れ目のない教育を行うため、長期的な視野に立って、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成します。 教職員に幼児・児童・生徒が一人ひとりのニーズに応じた自立活動ができるよう研修を実施します。 	学校教育課
交流学习の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級の児童・生徒と普通学級の児童・生徒に、互いに様々な経験を通して自ら他の人に関わろうとする姿勢を養うとともに、特別支援学級担任と普通学級担任が協働し、交流学习を推進します。 	学校教育課
受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園を含む学校教育では、障がいのある子どもやその保護者の意向に沿うよう、入園・入学する子どもに応じた教職員の加配や支援員の配置促進を行い、安全で過ごしやすい環境づくりに向けた改善に努めます。 私立の保育所・こども園では、保育士・保育教諭加配の補助等を通じて受け入れ体制の充実を図ります。 	学校教育課 子育て支援課 福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
学校施設等の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもの一人ひとりのニーズに可能な限り対応できるよう、施設等の整備・改修を進め、障がいのある子どもが地域において過ごし学ぶことができる環境づくりを促進します。 	学校教育課
放課後支援の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業（学童保育）では、町営・民営ともに、支援員等の加配や研修等により、受け入れ体制の整備や障がいに関する理解啓発を行います。 障がいのある子どもが、集団行動や自分の力のできることを増やせるよう、また、子どもの親が子育ての悩みを相談でき、親のレスパイトケアの時間が確保できるよう、放課後等デイサービス事業の利用促進を図ります。 	子育て支援課 福祉介護課
インクルーシブ教育・保育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無にかかわらずすべての子どもを受け入れる視点を持つ教員等を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無に関わらず、生き生きと学び、共に育つ場の環境の整備を図ります。 <p>※インクルーシブ教育… 多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために、教育を改革するプロセス。</p>	学校教育課 子育て支援課

基本目標 7 積極的な社会参加の促進

(1) 就労支援の充実

【基本的な方針】

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
障がい者雇用に関する情報提供や啓発	・事業者の障がい者雇用に対する知識や理解が深まるよう、商工会など幅広い民間団体を通じて、障がい特性等の啓発を行い、理解促進を図ります。	福祉介護課
障がい福祉サービス等の就労支援	・障がいのある人が希望する就労支援サービスを受けることができるよう、障がい福祉サービスにおける各種就労支援事業を実施し、安定した受給ができるよう提供体制の確保に努めます。	福祉介護課
進路指導等の就労支援	・特別支援学校等を卒業予定の生徒に対し、卒業後の進路の把握をするとともに <u>安定的な生活を送ることができるよう、特別支援学校等や障害者就業・生活支援センター等と連携して、アンケートによる状況把握に努め、一人ひとりの状況に応じた進路指導等の就労支援や生活支援を行います。</u>	福祉介護課
障がいのある児童生徒の職場体験・職場実習等の受入	・特別支援学校等に通う児童生徒に、一般就労に向けた支援を行うため、職場体験や職場実習等の受入先を紹介します。	福祉介護課
障がい福祉サービス事業所の物品調達の促進	・障がい福祉サービス事業所の収益増加や工賃向上を支援することで、障がいのある人の自立した生活に寄与できるよう、「王寺町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」に基づき、町主催のイベント等で配布する物品について、障がい福祉サービス事業所から優先的に購入します。(雪丸グッズや障がい福祉サービス事業所の生産品等)	福祉介護課 (全部署)
福祉作業所運営のカフェへの支援を通じた就労支援	・町の公共施設内で福祉作業所が運営するオープンカフェについて運営支援や広報等を行います。(雪丸カフェ「ポエム」)	地域交流課 福祉介護課

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

事業名	事業内容	担当課
障がい福祉サービス事業所への製品販売の機会提供及び町業務の委託による就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場庁舎内や町主催のイベントにおいて障がい福祉サービス事業所の製品を販売する機会を提供することで、障がいのある人の接客能力や金銭感覚を養うなど、就労に向けた訓練を支援します。 ・ 障がい福祉サービス事業所の収益増加や工賃向上を支援するために、資源ごみの回収、JR 駅周辺等の花植えや清掃作業等の業務委託を行います。 	総務課 住民課 福祉介護課
ジョブコーチ等による就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）が出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な助言を行うことで、障がいのある人の職場適応を支援します。 	福祉介護課
農福連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>障がいのある人の就労機会の創出と拡大を目指すため、町内のオリーブ農園や障がい福祉サービス事業所と協力して、様々な就労機会の確保に努めます。</u> 	福祉介護課
障がいのある人が活躍できる環境・仕組みづくり【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいがあっても地域福祉の担い手や働き手として活躍できるよう、町内障がい福祉事業所等と協働し、就労支援・活動支援の取組を検討します。 ・ 特に、重度の障がいがあっても、自分の役割をもって社会参加ができるよう、デジタル技術を活用した全国の先進的な取組について研究します。 	福祉介護課 社会福祉協議会

※下線部は前回計画から、新しく追加した事業内容、もしくは拡充した事業内容です。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

【基本的な方針】

障がいのある人が社会の様々な分野に参加していけるよう、社会参加に関する情報提供や交流の機会の充実を図ります。

スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して、障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくり活動を支援します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
スポーツ・レクリエーション情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県が主催する障害者スポーツ大会等のイベントに関する広報を引き続き行うとともに、多様な申込方法(インターネット、FAX、窓口)を検討、実施することで、各イベントへの参加を促進します。 ・障がいのある人へスポーツ活動等への参加を促進するため、スポーツイベントやレクリエーションの開催情報等を、町広報紙『王伸』や町公式ホームページ、公式LINEへ掲載し、情報発信の強化に取り組みます。 	生涯学習課 福祉介護課
スポーツ・レクリエーション施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、各種スポーツ施設において、障がいのある人も含め多様なニーズに配慮した施設設備や備品の充実に努めます。 	生涯学習課
ボランティアの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいがあってもスポーツ・レクリエーション活動に参加したいと希望している人を実際に参加へと結びつけていくため、介助ボランティアの参加を呼びかけます。 ・ボランティア養成講座を受講された方を対象に、障がい福祉サービス事業所と連携したボランティア活動が実現できるよう検討します。 	社会福祉協議会

(3) 文化・芸術活動の振興

【基本的な方針】

障がいのある人が、文化活動、芸術活動に参加し、楽しみながら様々な技術を修得し、それらの成果をたくさんの人に知ってもらうことによって、生活に生きがいと潤いをもたらすことができる環境づくりを推進します。

【具体的な取組】

事業名	事業内容	担当課
文化・芸術イベント情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の文化・芸術活動への参加を促進するために、王寺町や奈良県が主催する文化・芸術イベントの開催情報や各種文化教室、サークル活動等の情報を、町広報紙『王伸』、町公式ホームページ等に掲載します。 ・障がいのある人が参加できる文化・芸術イベントの開催情報を町内障がい福祉サービス事業所に情報発信するとともに、町広報紙『王伸』、町公式ホームページ、町公式LINEによる広報を行っていきます。 	文化交流課 福祉介護課

事業名	事業内容	担当課
文化・芸術イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・町主催の「福祉まつり」や「文化祭」等のイベントにおいて、障がい福祉サービス事業所の製品を販売する場や活動の成果を発表する機会を提供します。 ・「福祉まつり」の開催では、企画・準備段階から障がいのある人や障がいのある人に関わる団体等に参画を呼びかけ、意見を取り入れるなどの工夫・改善を行います。 	社会福祉協議会 文化交流課
ボランティアの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化・芸術活動に参加したいという希望を持つ障がいのある人を実際に参加へと結びつけていくため、介助ボランティアの参加を呼びかけます。 ・ボランティア養成講座を受講された方を対象に、障がい福祉サービス事業所と連携したボランティア活動が実現できるよう検討します。 	社会福祉協議会 文化交流課

1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標については令和8年度を目標年度として、国の基本指針を踏まえるとともに、本町における過去の実績と地域の実情を考慮して設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害のある人が、自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや地域生活に定着するために必要なことを的確に捉えながら各機関との連携の下に支援を行います。

また、障がいのある人の地域生活移行の受け皿として、グループホームなどの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減	令和4年度施設入所者数17人から1人(6%)削減
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行	令和4年度施設入所者数17人から2人(12%)削減

目 標 値	
令和8年度末の施設入所者数	16人
令和8年度末までの地域生活移行者数	2人

(2) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築

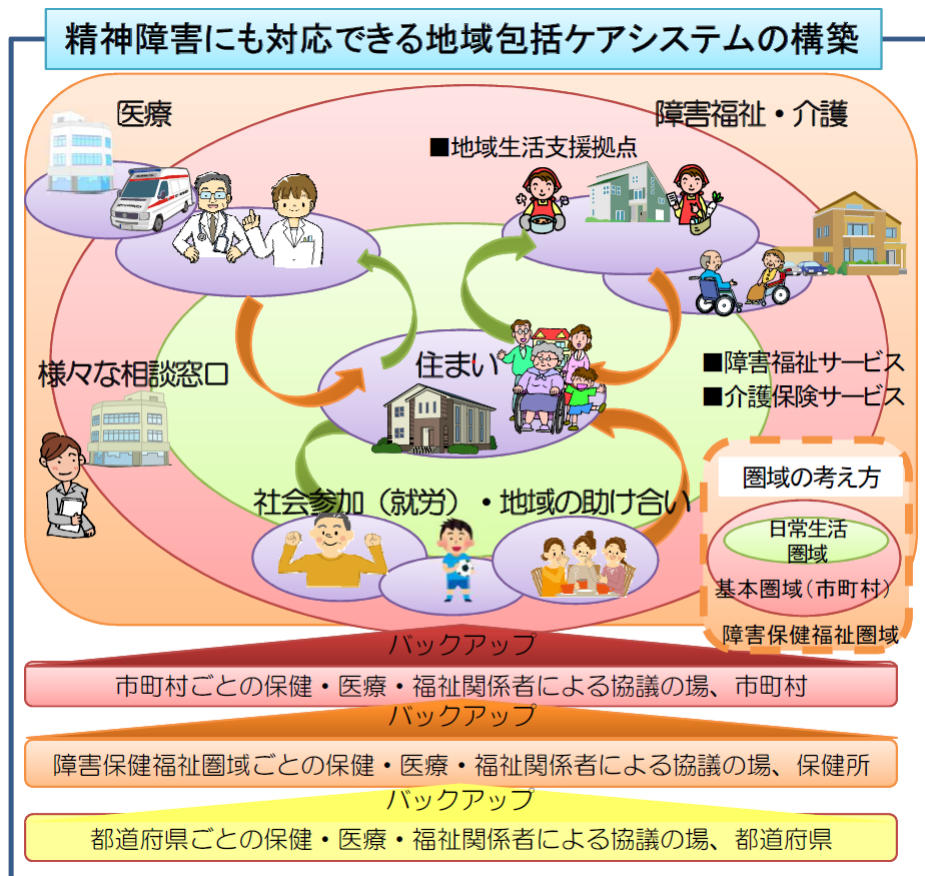
精神障がい程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいのある人を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障がい福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障がいのある人の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場を年1回以上開催し、入院患者の地域移行や退院後の地域におけるサービス提供体制の確保について協議をすすめ、事例の検討や意見交換を行いながら関係機関のネットワーク体制の強化に努めます。

活動指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年2回以上 (圏域で実施)	年2回以上 (圏域で実施)	年2回以上 (圏域で実施)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	12人以上	12人以上	12人以上
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	事業所の 確保	事業所の 確保	事業所の 確保
精神障害者の共同生活援助の利用者数	5人	6人	7人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（イメージ）

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。



資料：厚生労働省 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所との連携・協力体制のネットワークの強化に努めながら、早期整備に向けて取り組みます。また、整備後の運用状況及び検証については、西和7町障害者等支援協議会との連携を図り、定例会等にて年1回以上行います。

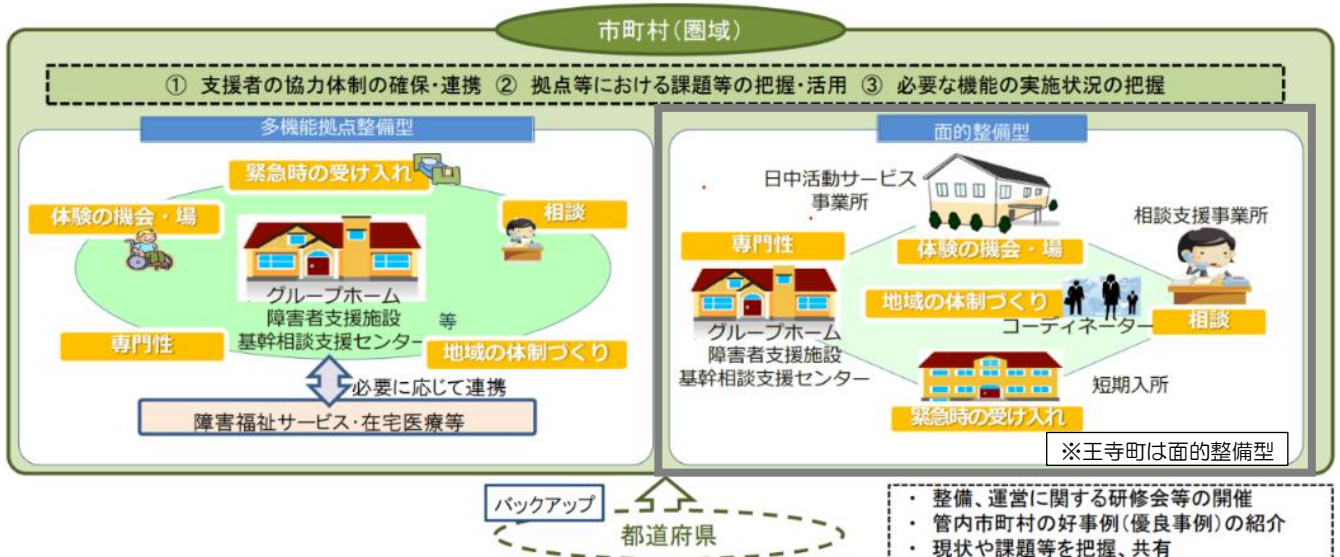
	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	引き続き西和7町及び関係事業所等との協議を継続し、地域の社会資源を活用しつつ、各事業所との連携・協力体制のネットワークの強化に努めながら、早期の体制整備に向けて取り組みます。

目標値	
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上 ※但し、まずは設置にむけた協議を行う

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点の設置箇所数	1か所以上	1か所以上	1か所以上
コーディネーターの配置人数	体制の構築	体制の構築	体制の構築
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証および検討の実施回数	年1回以上	年1回以上	年1回以上

●地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。



資料：厚生労働省 地域生活支援拠点等の整備について

(4) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

	国の基本指針	設定の考え方
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本	西和7町圏域にて、支援ニーズの把握に取り組み、支援体制の整備を進めていきます。

目 標 値	
支援ニーズの把握	西和7町圏域にて、まずは対象者の把握を支援ニーズの調査を行う
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	支援ニーズから課題を整理し、支援体制の整備について検討する

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達や障がい者施設に通所する障がいのある人の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.28倍以上	令和3年度一般就労移行者数：4人 ○一般就労移行者数 $4人 \times 1.28 \div 6人$
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度実績の1.41倍以上	○就労移行支援事業からの一般就労への移行者数 令和3年度：3人 $\times 1.41 \div 4人$
就労継続支援事業からの一般就労への移行者数	令和8年度末時点で、令和3年度の就労継続支援A型及び就労継続支援B型から一般就労への移行実績の1.29倍以上、1.28倍以上	○就労継続支援事業からの一般就労への移行者数 ・A型 令和3年度：1人 $\times 1.29 \div 1人$ ・B型 令和3年度：0人 $\Rightarrow 1人$
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上	
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業を利用した者の割合	令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上	令和3年度：5人 $5 \times 1.41 \div 7人$
就労定着支援事業所の就労定着率8割以上の事業所の割合	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本	町内に該当事業所がなく、目標設定は行いません。

目 標 値	
令和8年度における一般就労移行者数	6人
令和8年度における一般就労移行者数 (就労移行支援)	4人
令和8年度における一般就労移行者数 (就労継続支援A型、就労継続支援B型)	A型 1人 B型 1人
令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行者数	該当なし
令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所割合	該当なし
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業の利用者数	7人
就労定着支援事業所の就労定着率が7割以上の事業所割合	該当なし

(6) 障害児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

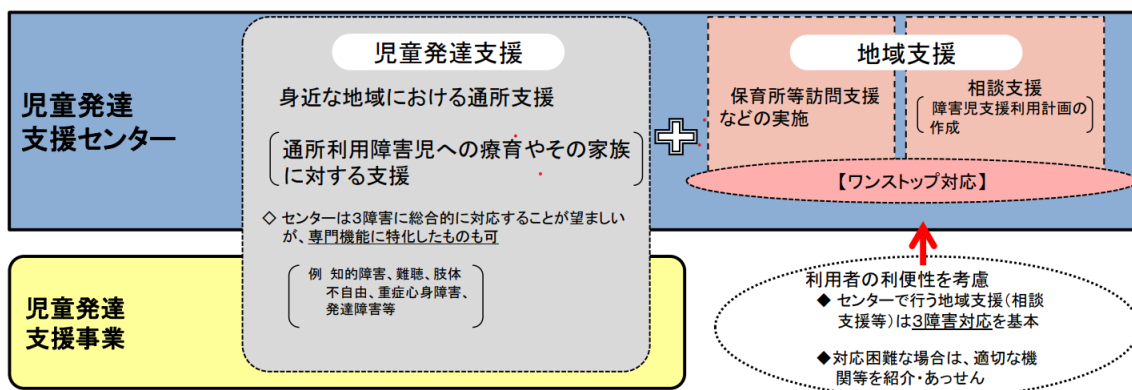
また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本	西和7町内に1か所以上整備を目標とします。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本	現状の利用できる体制を維持し、設置を目指している児童発達支援センターと連動しながら体制整備を進めていきます。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本	どちらも西和7町圏域に利用できる体制を確保できるよう整備することを目標とします。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	特に地域の医療機関との連携を深めていけるよう協力を要請しながら、西和7町障害者等支援協議会の場を活用し、協議の場の設置を進めます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		現状の体制（1名配置）を維持しながら、更なる確保に向けて地域の事業所と協力し取り組みます。

目 標 値	
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	圏域で1か所以上設置
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	児童発達支援センターの設置と並行して体制を構築
令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所以上確保
令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の確保	圏域で設置
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	圏域で1人以上配置

● 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、通所を利用している障がいのある児童への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族の相談支援、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を行います。



資料：厚生労働省 障害児支援の強化について

(7) 相談支援体制の充実・強化等

西和7町及び委託相談支援事業所と協働しながら、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

	国の基本指針	設定の考え方
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保	西和7町障害者等支援協議会を活用しながら実施

目 標 値
西和7町圏域にて障害者等支援協議会を活用しながら実施体制を確保するとともに、個別ケースの対応強化を図る

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がいのある人等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、西和7町障害者等支援協議会の場を活用して協議を進めます。

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	西和7町圏域にて実施

目標値

西和7町圏域にて情報共有の強化と職員の専門的知識及び資質の向上

活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	4人/年	4人/年	4人/年
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数	年4回以上(圏域)	年4回以上(圏域)	年4回以上(圏域)

2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

サービス	概要
居宅介護	自宅での食事、入浴、掃除や買い物などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な人に、自宅での食事、入浴、トイレなどの介護や、外出時の移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がいがある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいなどにより、行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や、外出時の移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	四肢全てに麻痺がある人や寝たきりの人に、必要な複数の障がい福祉サービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	823	894	837	851	858	866
	人	37	39	37	38	38	38
重度訪問介護	時間	0	0	0	110	110	110
	人	0	0	0	1	1	1
同行援護	時間	93	60	56	122	122	122
	人	4	3	3	4	4	4
行動援護	時間	98	97	84	128	159	196
	人	5	5	5	10	12	15
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 今後の地域生活への移行促進を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため、事業所の新規参入を働きかけるとともに、介護保険サービス事業所に対して障がい福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けることができるよう、事業者に対して指導、監査及び研修を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス	概要
生活介護	常に介護が必要な人に、日中に自宅以外での食事、入浴、トイレなどの介護を行い、創作的活動などの支援を行います。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して整理した就労能力や適性、配慮事項などに応じて障がいのある人本人が雇用や福祉、医療などの関係機関と連携しつつ、一般就労や就労継続支援A型、B型などの就労系障害福祉サービスの事業所の利用の選択を支援します。
就労移行支援	一般企業等への就職を希望される人に、事業所や企業での作業や実習など、自分に合った職場探しのための支援を行います。
就労継続支援 (A型)	施設において一般企業と同じように、雇用契約を結んで働きながら、知識や能力の向上を図ります。
就労継続支援 (B型)	雇用契約を結ばずに、施設に通所して工賃を得て働きながら、知識や能力の向上を図ります。
就労定着支援	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	常に介護が必要な人に、医療的ケアに加え、食事、入浴などの介護を行います。
短期入所	家族の病気などにより介助が受けられないときに、施設に短期間入所して、食事、入浴、トイレなどの介助を行います。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	1,112	1,091	1,019	1,124	1,124	1,124
	人	54	53	53	55	55	55
自立訓練 (機能訓練)	人日	0	0	0	35	35	35
	人	0	0	0	2	2	2
就労選択支援	人						
自立訓練 (生活訓練)	人日	18	31	8	35	35	35
	人	3	2	1	5	5	5
就労移行支援	人日	78	84	44	88	88	88
	人	6	5	2	6	6	6
就労継続支援 (A型)	人日	226	376	387	410	422	434
	人	11	19	20	21	22	22
就労継続支援 (B型)	人日	513	673	595	690	743	800
	人	37	44	42	48	52	55

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	5	5	3	5	7	9
療養介護	人	3	3	3	4	4	5
短期入所	日	7	10	9	9	10	10
	人	84	90	89	94	97	100

② 見込量確保の方策

- 障がいのある人が安心して地域で自立した生活を営むためには、生活介護や就労支援など日中活動系サービスが不可欠であるため、サービス提供事業所と連携しながら、利用ニーズに応じたサービス提供を行うことができるよう、新たな事業所の参入を促進します。
- 生活介護については、特に重症心身障がいのある人の特性に対応できるサービス提供の充実を図るために、関係機関や事業所と連携しながら、人材の確保を図ります。
- 就労移行支援事業や就労継続支援事業については、地域の関係機関や団体と連携しながら、雇用促進に努めるとともに就労定着支援に対する事業所の参入を促進します。
- 短期入所については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者へ働きかけます。

(3) 居住系サービス

サービス	概要
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	入所施設や共同生活援助を利用している障害のある人へ、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	14	18	17	20	22	24
うち、重度障害者	人						
施設入所支援	人	18	17	17	22	22	22
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 共同生活援助（グループホーム）に関しては、施設からの移行の受け皿や親亡き後も障がいのある人が地域で暮らし続けるための受け皿になることが期待されることから、地域の理解を促がしながら、生活の場の確保に努めます。
- 施設入所に関しては、支援が必要な人が利用できるよう、適切な情報提供をおこなう等サービスの充実に努めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス	概要
計画相談支援	障がい福祉サービス利用申請時の「サービス等利用計画」等の作成やサービス支給決定後の連絡調整を行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入院している精神障がいのある人等に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身生活をする障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を行います。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	12	12	12	13	14	14
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

② 見込量確保の方策

- 計画相談支援については、地域生活への移行者や、計画相談支援が必要な人を把握し、サービス利用の促進に努めます。また、障がいのある人が地域で安心して暮らすため、障がい福祉計画に基づき、各種相談業務や関係機関との連携を推進し、支援体制を強化します。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」の障害福祉サービスを安定的に利用できるよう、障がい福祉サービス事業所への意向調査等を行い、実施可能な事業所の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

サービス	概要
相談支援事業	障害のある人やその家族等に相談や必要な情報の提供を行い、権利擁護のために必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障がいなどにより、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等事業	在宅で障がい等がある人に、日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、自立生活を促進するため、余暇活動などの社会参加や、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	創作的活動や生産活動、障がい者間の交流などを目的とした事業を実施します。
日中一時支援事業	日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適応するための訓練的な支援を行い、日常介護している障害者の家族などの一時的な負担軽減を図ります。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の障がいのある人で、日常生活に関する支援を行わなければ、生活に支障をきたす恐れのある人に対して、ホームヘルパーなどを派遣し、必要な支援を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用されている人に、実習及び訓練に必要な費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人の就労などの社会活動を促進するため、自動車運転免許取得に要する費用や、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流促進の支援者として、聴覚障がいに関する歴史や文化、特徴等を学びながら、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成・研修を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽では入浴が困難な人に対し、移動入浴車で浴槽を自宅に持ち組み、入浴介助を実施します。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申し立てに要する経費や、後見人の報酬の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

① 必要な量の見込み

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	件/月	117	144	35	35	35	35
意思疎通支援事業	件/月	0	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/月	36	33	28	39	39	39
移動支援事業	時間/月	269	421	405	428	440	452
	人/月	26	37	35	39	40	41
地域活動支援センター事業	人/月	16	17	17	18	19	19
日中一時支援事業	時間/月	0	0	0	7	7	7
	人/月	0	0	0	1	1	1
生活サポート事業	件/年	0	0	0	0	0	0
更生訓練費給付事業	件/年	0	0	0	0	0	0
自動車運転免許取得・改造費助成事業	件/年	0	0	0	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	回/年	2	1	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/月	2	2	2	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	回/年	1	1	1	1	1	1
自発的活動支援事業	回/年	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	0	0	0
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 今後は利用が促進されるよう、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。
- 意思疎通支援が円滑に実施されるよう、ボランティア団体へ働きかけ、手話奉仕員の研修の参加を促進し、人材を確保します。
- 移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービスの利用状況の把握を行うとともに、適切な事業運営に努めます。

4 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス	概要
児童発達支援	通所利用の障がいのある児童への支援や、日常生活における基本的な動作の指導などを行います。
放課後等デイサービス	在学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休みなどの休暇中に、生活能力向上のための訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などにおける集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出困難な児童に対し、自宅訪問により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に、障がい児支援利用計画の作成や、一定期間ごとの見直し（モニタリング）などの支援を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を必要数配置します。

① 必要な量の見込み（月当たり）

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	421	573	462	592	671	760
	人	54	66	58	73	83	94
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	19	19	19
	人	0	0	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日	554	664	712	915	1,037	1,176
	人	60	77	86	105	119	135
保育所等訪問支援	人日	12	10	14	27	38	54
	人	9	10	14	27	38	54
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	8	11	16	29	38	51
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1	1	1	1

② 見込量確保の方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスについては今後も利用の増加が見込まれることから、サービスの質の向上に取り組みながら、サービスの確保をめざします。特に、医療的ケア児や重症心身障がいのある児童を受け入れることができる事業所の確保を図ります。
- 利用者が安心してより質の高いサービスを受けられることができるよう、事業者に対して指導、監査及び研修を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。
- 障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。